

第二十四回 参議院文教委員会會議録第二十号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)午前
十時三十九分開会

委員の異動

四月二十七日委員井村徳二君辞任につき、その補欠として三浦義男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君
委員 雨森 常夫君
川口爲之助君
笹森 順造君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木 興吉郎君
秋山 長造君
安部 三郎君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君
竹下 豊次君

國務大臣 文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工案 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開きます。

委員の異動について報告いたします。

本日、井村徳二君が辞任され、三浦義男君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 議題は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案であります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○荒木正三郎君 私はこの法案の内容に対する質問をする前に、若干この法案が国会に提出されるまでの経緯について、文部大臣にお伺いしておきたいと思うのですが、昨年の十一月に、自民党が結成されました。その結成大会におきまして、教育委員会法の改廃ということが決定されたということを文部大臣から伺いましたことがございます。その席で私は文部大臣に對しまして、教育委員会法の改廃という内容がどういふものであるかというところをお尋ねしたことがございます。それに対して、文部大臣は改廃というの

議んで字のごとしというわけではない答弁であつて、文部大臣の所見というものは、全然その際發表されていなかったものであります。さらにお尋ねをいたしましたところ、これは党が決定するものであつて、文部大臣としては党の決定に従つたものである、こういうようなお話しでございました。それで私は文部大臣にお尋ねしたのであります。

が、今度国会に提案されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、これは党の方においていろいろ審議し検討されて、その結果出された結論であるというふうに考へるのであります。そこで私のお尋ねしたいのは、それはもちろん、私はとやかく言う筋合いのものではないと考へます。ただ私がお尋ねしたいのは、文部大臣はこの法案の立案過程において、ただ党の決定を待つと、こういう態度で終始一貫せられたのか、あるいは文部大臣も自分の所見を覺に披瀝して、その考へを納得せしめるような方針で臨まれたのか、私はどうも先ほどの大臣の党の決定に従う、自分はその党の決定を待つだけであるというふうな答弁から考へまして、この法案の決定に至るまでの経緯において、文部大臣の考へというものは全然述べられておられないのじゃないかというふうに考へるわけですが、その間の事情について説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 党内の調査のことでございますが、私も黨員たる資格で発言はいたしております。ことに、担当が文部でありますから、資料の提出等は努めて私の方からいたしておるのであります。

○荒木正三郎君 そういたしますと、この法案の立案過程においては、文部大臣は一黨員としての立場からいろいろ発言はしておる、それから文部大臣として必要な資料は提供しておる、こういうお話しであります。もちろん政策というものが主体になるということに申すまでもないことであると思ひますが、私は文部大臣という職責にある者としては、党の教育政策を決定するに当りましては、やはり文部大臣が指導的な立場をとつて、そして文部大臣の教育に対する考へというものが党内に浸透するといふことが、十分に採用されるというだけのやほりものがなければならぬといふふうに感ずるので、こういう点についてただ一黨員として発言するといふだけでは、文部大臣としていかに政党内閣といへども十分でないと思ひますが、そういう点大臣はどういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) この案を閣議で了承を求めるときには、私は主任大臣として主導的に説明もし、他の閣僚の同意を求めたのでございます。その前の段階において、私は特殊の地位にあるといふことで、強き発言をすることとは、むしろ控えておるくらいにいたしております。ただ、党内のことをここでさらけ出すのも遺憾であります。

が、自由民主党ができました際、これは御承知の通り、自由党と民主党が合体したものであるから、そのときにあなたの御指摘の綱領、教育委員会の改廃という綱領を作る際には、私と水田君とがおのおの所属の団体を代表して、交渉決定したことでもあります。そのときには主導的な責任を持つておりますので、党内の意見をまとめて、ついに教育委員会制度の改廃ということと落ちついたものであります。新党派ができましたからは、政務調査の責任は今度は水田君に移りまして、水田君の手元でその内容をきめて下さるのであります。別に文教特別委員会というものを作つて、それで案をお練りになつた。で私は呼び出されて文部を担当しておる黨員としてその席へも出、また、政調会にも出、一番最後に提案する場合には、今審査会というものがあつた。審査会にもたびたび出て私の所見は述べましたけれども、これを皆に強いて押しつけようという態度は、實際はとつておりません。

○荒木正三郎君 私がなぜこの質問をしておるかという理由を、この際申し上げておきたいと思ひますが、文部大臣は自民党が結成される以前は、民主体のあるいは、改進黨といひましたことがございます。清瀬文部大臣はその当時教育委員会制度についてその態度を明白にされておつたわけでありまして、その当時の態度と、今度提案され

ておる法案の中身とは、非常に食違つておるわけなんです。私はそこに相当奇異の感を抱いておるわけでありま。もちろん、自民党という新しい政党ができたのであるから、その際に新しい態度を決定するということは何ら不都合はないとおっしゃればその通りであります。しかし、あなたは新しい党の文教政策を担当せられる地位につかれておるわけなんです。その清瀬文部大臣が、以前には教育委員会制度の公選制ということについては堅持するという意見を持っておられた、で、今日、新しい党になったとはいえ、あなたが責任者として提案されている教育委員会法は任命制に切りかえられておるといふことであります。そういったしますと、文部大臣の考えというものが非常な相違をきたしておるといふことなんでしょう。そこで私はこの案ができる過程において、文部大臣は党内においてどの程度の指導力を持たれたのか、非常に私は了解に苦しんでおったのであります。従つて、ただいまの質問をいたしておるわけでありま。そういう点について、文部大臣の心境をこの際伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお話の中で、改進黨時代に政務調査会長なり副会長なりをいたしたことはございませんでした。

○荒木正三郎君 民主党ですか。
○国務大臣(清瀬一郎君) あのとときは北村徳太郎君でした。それから日本民主党になりました。私は政調会長をいたしております。しかしながら、そのとき公選堅持ということを決めたこととはいいません。日本民主党内に文教

政策に対して特別委員会を作りまして、あまり話がこまかくなりますけれども、お聞きですから……。大村君が文教委員長でございまして。そこでできました案は、府県の教育委員会はこれを改正する、町村の教育委員会は廃止しよう、こういうふうな案だったのであります。それをおっしゃるのかわかりません。その案が特別委員会から私の手元へきたのが十一月の十二日でございます。これはだいたい強い案だと考えましたが、すでに特別委員会ができた以上、これを総務会にかけて代議士会に諮らなざるならぬと思ひ間、はや十五日に合同してしまひました。総務会に持ち出す前に党になくたのであります。そういう次第だったのであります。そこで大村案はこれとだいたい違ひます。違ひますというの分には、両方の党派が十五日に合同する時分には、政務という二字に詰まっちゃったのです。せつかくそういう案、やや強い案ができましたが、十五日に新党ができてまして政務という二字に詰めてまして、政務の内容は党成立以後さらに政務調査会で調べる、こういうことになったのであります。ちよつとこまか過ぎますけれども、次第はそういうことでございまして。

○荒木正三郎君 この問題は長くは申しませんが、私も前に教育委員会制度についてはどういふふうにするべきであるかという点について、あなたの、自民党結成以前のあなたの党とかかなり折衝をしたことがあります。これは大臣も御承知だろうと思ひます。
○国務大臣(清瀬一郎君) 知っております。
○荒木正三郎君 その折衝の経過にお

いても、教育委員会の公選を廃止するということは一言も出なかつたわけでありま。そうして、適当な機会に公選制を堅持した上での若干の修正を施すべき点があるということで相当協議が進んだことがあります。これは清瀬文部大臣は当時政策審議会長をしておられて、十分御存じのことと私は思ふのです。その当時公選制を廃止するということはなかつた。私は公選制堅持ということは政策審議会長の清瀬さんの方針であるといふふうに出ておたわけでありま。これは私は間違つておらないと思ひますが、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は個人としても、前の党の政調会長としても、公選制堅持といつたようなことをきめたことではないのでございまして。

○荒木正三郎君 私はこれはこの新聞の報道で、新聞の記事を見て讀んだ程度であります。その記事には、今度の教育委員会法案はほとんど党のいろいろな意見というものの調整ですか、そういうことに終始されて、そして文部大臣なり、文部省の考えというものがずたずたにされた、そういうような報道が出ておりました。これは事実かどうか知りませんが、先ほどの文部大臣の答弁と考へあわせると、文部大臣は自分の意見というものを強く主張しなかつた、みんなの意見を聞いたんだと、こういう御答弁と考へ合せますと、この新聞の報道の記事もでたらめでないといふふうには、私は真相を伝えているのじやないかといふふうに感じますが、こういうことはいかがであつたでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その新聞は

拝見しませんでした。また、見ておつても、どれを御指摘のことか、ちよつと想像しかねますけれども、私の属しておる党派は大きな党派でありまして、教育専門の方もたくさんおられ、また地方で市町村長の経歴を持つておられる方もおられる。いろいろと実際に即した有益な議論がたくさんございまして。そこは政党的政策成立に当つては、だれかが我を通してやっていくといふことは、民主的でございませんで、正しい意見を虚心たんかいに承つて、帰するところにまとめるといふのが、政党的政治の政策立案の過程と思ひます。中には声の大きな癖の人もあります。また長く話をすると人もありますけれども、それによつて全部を支配することではありませんで、多くの人の意見を聞いたといふことは、これは事実でございまして。

○荒木正三郎君 それではこの法案を審議する参考のためにもう一つ伺ひをしておきたいと思ひます。それは先ほど文部大臣のお話に、民主党が解体する直前において地教委廃止という考へが総務会の決定には至らなかつたけれども、文教委員会では一応決定をみたといふお話しでありました。私はこの法案の審議の参考にいたしたいと思ひます。その尋ねたいところは、地教委を廃止するといふことは、どういふふうな論点からそういう結論を得られたのか、一応参考のために伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのときの立案者の意味は、地方の行政を簡素にするという考へが多分にあつたものと思ひます。

私はここで関連して、文部大臣の閣内における政策を打ち出す場合の基本的な心がけについてさらに伺ひたいと思ひますが、それは大臣は本委員会でも再三再四、私は政党的の立場である。政党的政策を打ち出したのを、私はここで言うだけで、文部大臣である私の意見をここで言つてもしょうがない、あるいは文部行政当局としては、省議である意見が打ち出されておるかどうか、それを承つたいと言へば、文部省の省議でできた意見などここで申してもしょうがない、かような発言を再三再四私は承つておるのでござい

ますが、そういうことでよろしいのでございませうか。今、荒木委員の質問の重点は、そういうところに関連して、私は思ふのですが、私の見解をもつてするならば、少くとも文教の最高責任者である文部大臣といふものは、一國の文教政策について、それがその適不適、よしあし、それはともかくといひまして、私は一応の確たる見解を持つて、そして政治家としてはその文教政策が最善であるといふ信念を持つてその具現に努力するところ、私は政治家といふものの生命があるだろうと思ひます。そういうものを持つて、いふがゆえに、内閣総理大臣はかくかくの人物を、あるいは文部大臣、あるいは通産大臣に任命する、こういう形勢といふものをとられるものだと、かように私は考へます。そういう立場から、大臣が平素から本委員会であつて、徹頭徹尾、自分は自民党の一員として意見を言つたが、別に自分の確たる意見を持つておるわけではないし、また、その具現に特別努力したという形

○矢嶋三義君 ちよつと関連して、

す。しかし同時に各方面の意見を聞くということも、これは非常によいことであると思うのです。文部大臣の地位にある人としては、当然そういう心がある

まあでなければならぬ、あつてほしい
というよりも、そういう心がまあでな
ければならぬというふうに私は感じて
おるのであります。ところが教育委員
会との関係において、刑務所を作るの
に囚人の意見を聞かない、同じように
教育委員会の問題について法案を作る
のに、教育委員会の意見を聞くばかり

あるかというふうなことをおっしゃっておるといふことは、私は文部大臣が各方面の意見を聞くことを欲していない、こういうふうな態度でおられるのじゃないかというふうに考えますので、その間の経緯というものは、私としては明らかにしたいと思っています。そういう意味で、こういう事実があったかどうか。これは文部大臣の二の去

案作成過程における重大な態度とも関連してきますので、この問題は究明したいと思います。そういう意味で、重ねてこういう事実があったのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思うのであります。

○國務大臣(清瀬一郎君) お説の通り、各方面の意見を聞くことはいいの

であります。意見を聞くことを拒んだことは一べんもありません。今あなたが暗示せられる意見も、それより前に十分に聞き、また、後にも十分聞いております。けれども従うという意味の聞く、聴の字を書いた従うという意味の聞くということであつたら、どの意見もみな聞くというわけにはいきませ

から、私は面会を求められ、拒絶した

とは不公平の結果が生ずる。こういう意味であります。

【湯山勇君発言の許可を求む】

○委員長(加賀山之雄君) 文部大臣の答弁非常に明確だと思ひますが、……

○湯山勇君 ちよつと委員長、どうしておとめになるのでしょうか。

○委員長(加賀山之雄君) 非常に明確に答へられたと思うものですから……

○湯山勇君 それではすね、利害関係者の意見を聞くことは、大臣はその必要はないとおっしゃる意味だと思ひますが、法律が国民全体の利害に關係のあるような場合、国民全体の意見、そういうものをも聞かない方がいゝと大臣はお考えになっておるかどうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) さつき答へた通りで、その反対であります。利害関係者の意見は十分に聞くのです。しかしながらただ立法手段をとる時分には、そればかりに従ふことはできぬと、こういう意味です。

○湯山勇君 大臣が先ほどおっしゃったのはそういう意味じゃなくて、漁業の法律を作るときに漁業当事者の意見を聞く必要はない。その部分は取り消してない、こういう御説明であつた。聞くといふことの内容については別な御釈明がありましたけれども、ところが今はそういう意見は聞くのだというお話しなんです、その点もう少しよくわかるようにお話し願ひたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 事柄の実体を把握するためには、やはり関係者のおっしゃることを聞かなければなりません。よく聞くのです。しかしながら行政または立法の手段をとるときには、関係者の御意見ばかりに従うとい

うわけにはいきません、こういうことでございます。

○矢嶋三義君 議事進行について……

先ほど荒木委員はある教育委員から文部大臣の発言について書面を受領した。それに基づいて質疑をされました。それに対して文部大臣は荒木委員がたださんとする中心点を全面的に否定されました。私が受け取っている文書は、全国都道府県教育委員会委員長協

議会という公的団体の名において文書を受け取っているわけですが、その文書の表現と荒木委員が讀まれた表現とは違ふようにすけれども、荒木委員がたださんとしたところの主要な点は、私が受け取つておる文書にも出ております。従つて先ほど文部大臣が全面的に否定されたそのことが事実だとすれば、私は全国都道府県教育委員会委員長協

議会なるものの責任者をたださざるを得ません。従つて先ほど荒木委員が発言されましたように、この際このとき荒木委員にその文書を手交したところの委員、さらに私が受け取つておるところのこの文書の印刷責任者である全国都道府県教育委員会協議会の責任者を本委員会に招致して、その経緯並びに所見をただされるよう委員長においてここで決定お計らい願ひたいと思ひます。(反対々々と呼ぶ者あり)

○田中啓一君 ただいまの矢嶋君の議事進行に関する御発言に對しまして意見を申し上げたいと思ひます。私は矢嶋君の御発言は議事進行ではないと思ひます。新しい動議だと存じます。従つてそのつもりで私は発言をいたします。

で、ただいま伺いますと、何か全国都道府県教育委員会協議会という

ものから荒木さんのところへ持つてこられた人、並びにこれを印刷した者を招致せよということでございますが、そのような必要は私どもはないと存じます。

○矢嶋三義君 私は議事進行について発言を求め、かような案件を諮つていただきたいという趣意を御要請申し上げた次第で、議事手続上間違つておると思ひます。従つてそういう必要があるかないかということについて本委員会でも御討議なさることはけっこうです。ただいま田中委員から御所見があつたわけですが、私はそれを提案した者として申し上げるならば、少くともこういう公的団体あるいは公職にある人は、ある文書を国権の最高機關を構成する国会議員に陳情の形で手交したその内容が当事者の文部大臣が全面的に否定される以上これを究明することは、私は理の当然だと思ひます。もし、審議の段階において本委員会でその協議に時間のかかるようでございますましたならば、委員長のお考えで、あるいは委員長、理事懇談会で協議されてもよろしゅうございませうか、私はこの必要性は絶対的なものであり、断じてこれは貫いていただきたいといふことを、提案者として発言いたしておきます。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げます。ただいま動議として、扱つてもらいたいという矢嶋君の御発言中にも、これを理事会等において相談をしてもいいという御発言がありましたが、委員長におきましては後刻理事会を開きますつもりでございますので、理事会においてこれを諮りたいと思ひます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加賀山之雄君) じゃさういたします。

○荒木正三郎君 その次の問題に移りたいと思ひますが、臨時教育制度審議会に關連をいたしておるのでござい

ますが、政府はこの国会に臨時教育制度審議会法案を御提案になつております。この法案は衆議院を通過いたしました。現在参議院において審議されている段階でございますが、この臨時教育制度審議会、簡略に申しまして臨時教育、臨時審議会が成立いたしましたら、あの法案の中に書いてありますように、占領当時からいろいろ施行されて参りました教育制度全般にわたつて諮問をするということになつております。そこでこの臨時審議会にいづれ教育行政の問題についても諮問されるものと考へております。そうすれば近く発足すると思はれる臨時審議会、これらの問題が諮問されるそれ先立つて、本国会においてこの法案を提出されるということ、は、政府の考へが一貫しておらないといふふうに考へるのです。そこで文部大臣に御尋ねたいのは、地方教育行政の問題についても、近く発足するであろう臨時審議会に諮問せられるのか、それはないのか、そういう点について大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今期国会で地方教育行政の組織及び運営に關するこの法律が兩院を通過いたしました。完全に法律として効力を持つ以上は、この問題については特に臨時審議会に諮問する必要はなからうと思ひます。ただ、この臨時審議会の方は教育に關する國家の責任なり、いろいろと教育全般の

ことを譲りますから、新たに譲られることとの關係において影響があれば、そこは必ずしもこれに固着するわけじゃございませんが、地方教育行政に關することはこれでいいと、かように考へておるのであります。

○荒木正三郎君 その点、文部大臣の説明は私十分了解できないのであります。臨時審議会が成立した際は特別な諮問はしないけれども、臨時審議会においては教育行政の問題は論議されるであらう、そういうことは文部大臣も今お考えになつておつたような御説明のようになつておるのですが、さうでございますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 今回提案しておりますこの案が皆さんの御同意を得て兩院を通過し、法律として確定する以上は、これについてさらに諮問の必要はないと思ひます。新しく確定する制度であります。しかしながら、教育に關するほかの制度について検討して、それに影響を及ぼすような点の修正、手直しは、これはないとは言へません。そこでだけ申し上げておるのであります。

○荒木正三郎君 なかなかはっきりしないのですが、まあ臨時審議会においては広範な問題が論議されると思ひます。そのうちには当然教育行政の問題も論議されると私は思ひます。で、教育行政でありますれば、地方教育行政だけではありません。これは申すまでもないことです。教育行政全般について検討されると私は思ひます。教育行政は全然臨時審議のち外だということでは、これは考へられないことであらう、あの法案の提案理由の説明を聞いても、これは明らかな点であります。

もし、臨教審で広範な、そういう教育制度全般について検討された際、今提案になっておる内容と若干異なる内容が結論として出てくるということも十分考えられると思います。そういう場合に大臣はどういうふうな処置をされるのか伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 臨教審は内閣の諮問機関として置くのであります。が、地方教育行政の組織と運営に関する問題は国会でおきめになれば、その直後にさらにその変更を諮問するということ考えはございません。しかしながら、しゃくし定木にこれは一点一面も影響せんといつたようなことを言うのじゃなく、ほかの関連事項を諮問する際に、ここに影響することはあり得るということを申し上げておるのであります。

○荒木正三郎君 それで影響する場合があり得ると、そこでこの今出されておる法案の内容と異なった結論というものが臨教審に出た場合、文部大臣は臨教審の結論はもう取り上げる必要はないと、すでにこの国会できまつたのだからと、そういう態度でいかれるのか、あるいは臨教審でこういう問題に触れてきて、異なった意見が出た場合には、その意見を尊重して取り上げようと考えておられるのか、その点を伺っておるわけですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方教育行政の組織と運営に関することは、これで今回おきめ願うのであります。新たな諮問機関にはこのことについて諮問をいたしません。でありますからこれと根本的に違ふ客観が出ようはずがないのです。ただし、ほかのこ

とを議せる際にこれについて影響することがあれば、そこは考慮しなければならぬ、こういうことを申し上げておるのです。

○荒木正三郎君 そうすると、この問題について影響することがあると、その場合にはその臨教審の結論を重んじて、今この国会でこれが通つたとしても、あとでまた修正するのだと、そういう考えですか、そういうことをはっきりおっしゃっていただきたいです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 諮問機関のことでありますから、どういう答えが出ようと、それをうのみにすることはいけませんけれども、しかしながら、教育に関するほかの制度、組織を議する際に、それのつり合ひで、これも影響する場合は、善意をもって公平に必要な改正はこばむつもりでございます。

○荒木正三郎君 そこで私がこの問題を質問しておるのは、せっかく政府は臨教審というものをこしらえて、そしてその臨教審に対して教育のいろいろな問題、重要な問題を諮問をして、そうしてその答申を待つて、いろいろ改革すべき点は改革していこう、こういう態度のように伺つておるわけなんです。そこでせっかく政府がそういう考えを持っておるのに、なぜその臨教審の諮問なり、答申を待たないで、急いでこの法案を国会に出しているのかという点が私の質問の趣意なんです。今文部大臣の答弁によりますと、直接諮問はしないけれども、全般に諮問をした場合に、この問題に関連が起つてくる、そうしてこの問題についても議論されるであろうということは、文部大臣も認めておられます。それは当然であると私は思うのです。そうす

ば、そのいろいろな関連性において、地方教育行政の組織及び運営について、これと異なった見解というものが出てくる可能性というものは当然予想されると思ひます。そうすれば、そのとき文部大臣はその意見を尊重して、これを改正するにやぶさかでないとおっしゃつておる。そういうことであれば、急いでこの法案を今出さなくても、せっかくの臨教審が成立するのでありますから、それに諮問をして、それから政府の態度をおきめになつても私はおそくないと思ひますが、この点文部大臣はどうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなた、私の言うことを少し強い意味に御引用されるのです。影響が起つてくると断定されましたが、私は断定をしたことではないのです。ほかの教育の制度を審議する時分には、それとつり合ひなり、なんかもあって、変更を必要とするようなことが起つてくることあるべし、そういう場合には、これを固執しないと言つたので、臨教審を開いたら、きつとこれが影響するといふ断言を私したのじゃございません。もし、あとで……ひとり臨教審のみならず、世の中は日進月歩でありますから、あとの経緯でこれにやはり改正を加える必要があつたならば、それをいれるにやぶさかでない、かように申しておるのであります。この地方教育行政の組織、運営に関するところは、国のためにすみやかにしろという要求が非常に多いのであります。ことに教育委員会の方は、はやできたときから国内に異存があるのです。そこでこれをすみやかにやれ、ことにことしの十月には改選がある、委員会の、全国的に、その改選を

してしまつておいてやるということとは、非常に人に迷惑を生ずるから、これを急にやれといふことは、私の党内のみならず、党外からの強い意見でありましたから、ついにこれは先に出すことになつております。御了承願ひます。

○荒木正三郎君 私は参考のために、衆議院の速記録の文部大臣の答弁を読みます。私はこの速記録を読んで、相当疑念を持つておるのです。ですからただしておるわけなんです。『今度でます臨時教育制度審議会は、教育行政全般について御審議を願うという一節があるのではありません。日本の道徳のこと、教育行政、それから大学のこと、教育行政をもっと広い範囲で御審議なさる際に、やはり今こしらえたものについても論究されるということ、は、むしろあり得ることでございます。』

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りです。

○荒木正三郎君 「そうしてそれがそのときに国のために最善のことであつたら、改むるにやぶさかではない、こういうふうにご考へております。これは文部大臣も文章にそう書いてある。ですから臨教審において教育行政全般について論議されるのだ、こういうことは十分ありますと文部大臣は言つていらつしやる。そうしてその結論が今の法律と違つた、改めなければならぬといふ結論が出たら、これを改むるにやぶさかでないとおっしゃつておるのです。それでしよう、文部大臣。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今言うのと同じことじゃありませんか。ちつとも違ひない。

○荒木正三郎君 そうすれば、今この法案をわれわれ審議しておるわけなのです。政府はこの国会で臨教審の法案を提案しておられる。これはおそらく私はこの国会で成立すると思ひます。そうすれば再びこれらの問題は臨教審で論議される、論及される。そして文部大臣も認めておられるように、全般的な検討が行われた結果、今提案されている法案についても改正意見が出るかもしれない。もし出たならば、またこの法律を改正するのだと、こうおっしゃつておる。そういう法案を私どもは審議しているのです。そうすれば、そういう文部大臣の考へであらば、そういう臨教審の結論を待つて、そうしてこの法案を提案されるようにせられても、決しておそくないと思ひます。なぜ政府はそのように急がれるのですか、その急がれる理由をはつきり言つてもらひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今度もまたやっぱりあなたは私の言つたことを少し強おつしやり過ぎなんです。それは私考へておりません。表現はいいかがでありまして、教育のことを臨教審で審議する際に、その影響としてこれに關係することあるべし、そういう場合には、いいことであつたら、今度きめたことに手直しするということはやぶさかでないと思ひます。こういうことなのです。衆議院で言つたことも、今申し上げたことも、言葉まで同じ言葉を使つております。同じことなのです。これを急ぎました理由は、やはり地方教育行政、わけでも地教委なり、県教委なりは、はや出発のときから世間でいろいろ議論があるのです。党内においても、党外からもこれを一

理に引っぱらうという態度はとらないで、公平に皆さんの御審議の結果をこの案に盛ったのでございます。決して

拙裁をやるうなんという考えは毛頭持っておりません。また、それだけの力も私にはございませんです。

○委員長(加賀山之雄君) 関連質問です。

○安部キミ子君 関連質問です。大臣にお尋ねしますが、ただいま二十七年に教育委員会制度ができてというふうなことをおっしゃいましたけれども、二十七年の選挙で教育委員会制度が始まったのじゃない。

○国務大臣(清瀬一郎君) 知っております。

○安部キミ子君 それじゃさっきのは失言でございますね。それから大事なことをお尋ねしますが、大臣の発言から受けます印象は、いろいろ賛否両論がある。しかし、大臣は主としてこれを教育委員会制度を廃止した方が強い、という意向の方が国民の世論として多いのだ、こういうふうな考え方からこれを廃止しよう、というふうな考えに立つておられるのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この案は教育委員会を廃止する案じゃございませんので……。

○安部キミ子君 公選です。

○国務大臣(清瀬一郎君) やはり研究の結果同じ性格の、日本ではまれな前例であります。複数制の執行機関たる教育委員会を設けて、一般の町村の行政よりは別に、従前とはほぼ同様な権限を持つてやっていくというので、教育委員会は存置でございます。

ただ、その選定の方法は、直接選挙によるよりも、やはり選挙をして出てきた町村長が選挙で出てきた町村会の同意を得て、そうしてやるという方がい

だらう、これをやる際には、一定数

以上の者が同じ党派に属さないという公安委員会等の前例もあることでありますから、それによるところの方がいいというので、その方法によったのでありまして、教育委員会廃止は考えておりません。

○安部キミ子君 委員会制度は存置する、しかし間接選挙だ……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 間接選挙でもございませぬ。

○安部キミ子君 こういうまあ御趣旨なんです、選挙の形になるわけなんですけれども、昨日の総理大臣のときに私が申しましたように、この出されま

した新教育委員会制度という、この法案に、東京の大学の総長の矢内原先生初めとして、日本のおおそそ大学と名のつく学長さん初め先生が、大学教授、講師その他重要な文化団体の責任者たちがですね、こぞって反対しておられる、直接教育の専門の方がです

よ、反対をしておられる。この事実を文部大臣は抹殺しようとしておられるのですか、反対の意向を無視しようとしておられるのですか。そしてもし、それを無視されたら一体今後日本の教育はどうなるのだ、こういう一番指導的な立場に立つておられる人たちが、今度の教育二法案に反対だ、こういうふうな言っておられるのですが、これをあなたは無視しようとしておられる

のですが、一体その結果はどうなると思われませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その点は昨日総理より御答弁に相なりましたが、大学学長諸君の御決議は、この案に反対と私は読んでおられない。三段になつておいて、第一段は教育のことは大切だから、民主的によく考えてやれ、容

易に改正すべきものではない、第二段は改正するならば、しかるべき審議会によく諮問してやれ、こういうことであります。第三段は、教科書法も教育委員会制度も諮問しておらぬ、こういうことであります。一段も二段も賛成です。予算委員会においても、あれが出た二三日うちに、私は賛成の意を表しておるのです。ただ第三段に、委員会に諮問しなかつたというのは、これは大間違いだ。教科書のごときは中教

審にきちんと言問しておる、九分通りあの通りやつております。教育委員会の方も全く諮問しなかつたとおっしゃればこれは違ひで、けさほど、きのうです。か朗読しました通り、やはり諮問して答えては出ておるのです。けれど

も、あれは少し古いのですから、時間があればもう一べん諮問してもよかつたんですけれども、しかし、一度諮問しておるのを再考せよと言つて諮問するのはいかゞでありますし、もう一つは、これが今言つた通り、今期国会で出るのが一番適當でございます。内閣ができましたのが十一月の末でございます、二十二日でございます。十二月にははや国会を開かなければならぬ、そこで従前の御答申の結果、または中教審以外の多数の答へも出ておるのでありますから、それを基準として党内で非常に研究をしまして、この案を出したので、一番最後の事情を先生方が少しお忘れになつておられるんだらうと思つたので、全体としては私は同感なんです、教授諸君のおっしゃることは大賛成です。

○安部キミ子君 文部大臣はね、自分の発言を行動において否定しておられる。そうでしょう、今あなたが認めて

おられるような教育委員会制度についても十分考えてやれ、それから委員会制度も現行の通りがいいのだ、公選制で委員を選らべと、こういうふうに出

ておるわけなんですね。それをみんな否定して、こういうふうな法律を出してこられたのですが、それに対して大学学長さん初め大学の教授も高等学校の先生も、小学校の先生も、それからPTAの方も教育委員会の方も、直接で

すね、教育という名のつく方はほとんどこぞつてですね、この法律に反対しておられるのですよ。このことについては私は昨日のと述べた通りであります、こういう反対をしておられるにもかかわらず、そういう国民の声を無視して、大臣がこの法律をどうしても通すという御意見で、そうして事実これは多数決によつて通るでありましよう

が、そういうことになつた結果教育を受ける生徒、学生、あるいは児童、あるいは大事な子供をそういう学校に預けている父兄の立場から考えますと、あれほど大学の先生なり、高等学校の先生なり、中学校の先生が反対して

いたにもかわらず、文部大臣は、あるいは鳩山内閣はあの二つの法律を通してしまつたじゃないか。先生の言うことなんか一つも聞いちゃもらえないのだ、こんな先生の言うことを聞いても

らえぬような権威のない先生が大学の学長にすわつておるといふようなことは、これは教育上の立場から、道徳的な立場から、私は教育というものに不信を抱く原因になりはしないかと思つたのです。これは政治の問題で、国会で通したから教育には関係ない、こ

うふうにおそらく文部大臣は答弁なさ

るかもしれませんけれども、私は学生なり生徒というものは、少くとも先生というものは神さまと思うくらいな信頼感があつて、初めて教育というものは成り立つと思ふ。私自身も先生であつてそういう経験は持つております。その先生の意向をあなたがこれを無視して、そしてもうその先生の意向とは反対な方向にこの法案を通されるというこの私は結果をおそれるものですが、文部大臣はどういうふう

に考えられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 大学学長先生の声明を私はこへ持つておりますが、これを讀むことは時間をとつて失礼です。……、一カ所もこの直接選挙を廃止するのは悪いということも何も書いてあるのではないのです。ただ、新聞はこれをだいた利用したようであり

ますけれども、それは失言です。そんなことを言つてはいかぬ。」「新聞はよく意見を書いた」そんなことはわからない。」「新聞は解説したのだ」と呼ぶ者あり。それを讀んでみると、

「教育は時の政治の動向によつて左右されてはならず、教育の制度と方針は政争の外において安定せしめるべきである。」と云うことが第一項です。

第二項は、「もし法制上改正を要する点があるならば、(その次を讀んで下さい)と呼ぶ者あり」政府はそのことを適當な審議機関に諮問して」と云うことなんです。これを直ちに直接選挙廃止を先生諸君が反対されたといふふう

に讀むのは、これは間違ひです。私は決して民意を無視してやろうとは思つておりません。これらの諮問等はみんな讀んでよく研究いたしました。もし、民意がこれに反するなら

るかもしれないけれども、私は学生なり生徒というものは、少くとも先生というものは神さまと思うくらいな信頼感があつて、初めて教育というものは成り立つと思ふ。私自身も先生であつてそういう経験は持つております。その先生の意向をあなたがこれを無視して、そしてもうその先生の意向とは反対な方向にこの法案を通されるというこの私は結果をおそれるもの

ですが、文部大臣はどういうふう

ば、われわれの方の代議士もこれに共鳴はしてくれないと思います。こちらの方ではいて運動がましいことはしてありませんけれども、私はこの案について国内に非常にたくさんの方の共鳴者があると私は思っています。

○安部三三子君 私は今大臣が文教政策の傾向に関する声明というのを部分的に読まれました、聞いていた人たちの立場に立てば、非常に内容が十分把握できないと思いますから、私は時間がかかりましたもこれをはつきり初めから終りまで読みます。

○委員長(加賀山之雄君) ちょっと安倍君に御注意いたしますが、関連質問から出されたと思うのですが、少し関連ということから離れているように委員長は考えます。

○安部三三子君 一分です。これは大へん大事な問題ですから私は読ましていただきます。「教育は時の政治の動向によって左右されてはならず、教育の制度と方針は政争の外において安定せしめるべきである。最近、文教政策の傾向はこの原則をあまりよく守るかに思われる。たとえば、教育委員会について、あるいはまた教科書制度について、そのいわゆる改正案をみるに、いずれも部分的改正ではなくて民主的教育制度を根本的に改変するにいたるものである。ことに教育に対する国家統制の復活をうながす傾向のあることはゆゆしいといわねばならない。こうした傾向はやがて言論、思想の自由の原則をおびやかすおそれもある。戦後、民主的な教育の制度と方針が創始されてまだ年月も浅く、各部面にわたって改善を要する点はあるとしても、その根本原則は堅持しなければならぬ。

もし法制上改正を要する点があるならば、政府はそのことを適当な審議機関に諮問して十分に審議をつくし、またひろく関係方面の専門的意見を徴し、世論に耳を傾け、慎重審議のうえ、はじめて法規の改正に着手し、これを国会の議にゆだねるべきである。仮にも制度を根本的にくつがえすとき改正案をにわかに作成して国会に上程し、この通過をはかるようなことは厳に戒められなければならない。ようやく健全に育成されつつある国民教育の前途を思い憂慮にたえず、有志相はかつて声明を行い、政府、国会の反省をうながし、世論のいつそうの興起を期待する。昭和三十一年三月十九日」「そして「安倍昭成、上原専稔、内田俊一、大内兵衛、大浜信泉、木下一雄、南原繁、務台理作、矢内原忠雄、蠟山政道」、こう書いてあります。で、この文面から見ても、今度の教育二法案がどのように日本の国を危うくするかということが心配されるところである。私が言っておられるのです。それだからかつて前例のないこの声明を、こういう重大な職責にある方が警告をしておられるのです。この警告を無視して、もしあなたがこの法案を通された際には、あれほどわれわれの信頼する大学の学長のこの警告を無視した、そうして一体学長なんというものは、何だ、何の役にも立たないのだ。教育に対してはえらそうなことを言うけれども、日本の教育がどうなるうたつて、これは政府なんかに一顧も顧みられないじゃないか。こういうふうな国民は、こういう大事な先生方をばかにしますよ、率直に言ったら。こういうことになって日本の教育は一体どう

なんですかと私は文部大臣にあなたがこの教育の最高責任者ですから、その責任をお尋ねしておるのです。御答弁願います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 安倍さんは非常にきつい言葉をもちて御質問でございしますが、私はあなたのお考えも否定はしているのじゃないのですが、

「否定してやる」と呼ぶ者あり) 学長諸君のこの文章もいい文章だと思っております。(笑) すなわち教育は政治の動向によって左右されるべきものではない。従ってまた、学長諸君はあまり政治にお口をお出しなさらぬ方がいいのじゃないかと思っております。それからまた適当な審議機関に諮問して広く関係者の意見を聞く、これも賛成であります。世論に耳を傾け、慎重審議、これも賛成であります。ちっとも私の反対のところはないのです。ただ、その教育制度を根本的に改正とおっしゃるが、根本的改正ではございせん。選挙手続が違っただけです。(うそだ)と呼ぶ者あり)やはり合議制の「ほんとうですか」と呼ぶ者あり)合議制の教育委員会を置いておるのです。合議制の教育委員会を執行機関として置きまして、権限もほとんど同じです。ただ、任命手続が直接選挙によるのか、あるいはまた選挙によった町村長が選挙によった町村会議員の意見を聞いて決定するか、このところは違っておりますけれども、民主主義の国でもやはり任命制のものがたくさん前例があるのです。でありますからして、これを制度の根本的改正を人の意見を聞かずしてむやみにやっただけで、実際の

に善意を持って読めば、その通りにいたしたいと私は思っております。○委員長(加賀山之雄君) 荒木君質問いかがですか……矢嶋君。

○矢嶋三義君 話を戻してですね。今の学長声明とか、一部改正とか、根本的改正であるとかというのはまたしかるべき機会にやるとして、今、荒木委員の質問は、もとに話を戻して、臨教審と今の法律案との関連をたし得る段階です。その意味において私は先ほど文部大臣の答弁の中から次の質問を寄せざるを得ないのです。それは荒木委員が臨教審が発足した後に、地方教育行政の組織並びに運営に関する件について諮問する考えがあるかということです。その考えはないかという答弁されたのですが、そこで私はここでぜひたしだしたい点は、もしこの国会で臨教審に関する法律案が成立して、それから臨教審が発足した後に、その臨教審は自発的に地方教育行政の組織並びに運営について調査審議して内閣に建議するところの権限があるかどうか、その点たしだしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 法律には建議の件は書いてありませんけれども、善意をもって建議して下さるならば、それは私はここで考慮するのは当然と思えます。

○矢嶋三義君 そこで文部大臣に私はそれと関連してここをたしだしますが、中央教育審議会の目的を見ますと、調査審議し及び書いて文部大臣に建議するところの……諮問を受けて調査審議するのと、それと並立してみずから自発的に建議するところの権限をうたつてある。ところが今度の臨教審を見ますと、内閣の諮問に依じて調査

審議するだけで、あとの建議というのを落してあるのは、いかなる意図に基くのか、私は了解に苦しむのですが、この説明と、それからもし、私があなたから、内閣の方から任命されないかもしれないませんが、もし私が臨教審に任命されたら、私はあなたがさっき言うように、党の内外、日本の各階層に問題あるだけに、まづ先にこの地方教育行政の組織並びに運営に関する案件を取り上げて、臨教審は調査審議するでしょう。それを臨教審の法律案を国会に出しながら、それだけ先に政府はやっておいて、そしてあとで臨教審を発足させるといふのは、臨教審に対してずいぶん私は失礼な取扱い方だと思っております。その二点お答え願います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 建議の問題であります。臨教審は二年間の臨時の制度で、政府から特定の諮問を発してそれを調査願いたいと思っております。しかしながら、ここに建議のものを法律に書かないでも、善意をもって意見をお出し下されば、私は喜んで配慮するつもりであります。この中教審の方は常設の機関でございまして、建議を受けるということを法律上の権限にいたしております。そこで二つの会の建前が違つておるのではありません。

それからこの後の方の御質問であります。そういうふうなわけでありまして、諮問事項を特定いたしました。そこで諮問事項のうちには、地方教育行政の組織のことはいささかいろいろあります。それゆえにこれをいささかといふと、決して失礼な扱いは考えておらないのであり

ます。

○矢嶋三義君 重ねて伺いますが、この内閣並びに文部大臣の諮問機関を設ける場合に、一方には建議権をうたい、一方にうたっていないことについて、一方はあなたは臨時立法法から建議権をうたっていないのだ、そういうことは納得いたしかねます。法的に二カ年間にしても、わが国のこの教育に関する重要なことを審議するのならば、みずからこの自発的に調査審議して建議する権限を、中央教育審議会と同じようにうたつておいてよろしいのではないのですか。結局はあなたの答弁からこういうふうな了解していいのです。臨時審議というのは二カ年間の臨時立法法から、だから中央教育審議会の場合のように建議する権限があるということとはさうさうな差がなかったけれども、臨時審議が充足した上において、諮問に應じない案件について自由に調査審議して、積極的に建議して少しも差しかねなく、政府は尊重するのだ。たとえば地方教育行政の組織及び運営に関する法律案がこの国会で成立して施行された直後においても、そういう建議がなされた場合には、これは政府としては尊重するのだ、かように承してよろしいですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) この臨時教育制度審議会設置法の第二条には、建議は入れませんでした。建議してもらつてもいいので、この委員会を作るのではありませんので、こちらの方から特定した諮問事項を御調査願うのであります。しかしながら、この委員会は国内の大家の集まる会でございますから、善意をもって政府を導くために、建議という形か、あるいは勧告と

いう形か、上申という形か、御意見を下さるならば、喜んでお受け取りいたします。受け取つた以上は、大家のおっしゃることでありますから、尊重して研究の資料にいたします。

【秋山長造君「関連して……」と述ぶ】

○委員長(加賀山之雄君) 荒木君の質問中なのですが、荒木君も質問はいですか。

○荒木正三郎君 質問はありません。

○委員長(加賀山之雄君) どちらが主かわからなくなつておるから……主たる質問者の御了承が得られればよろしい。

○秋山長造君 初めから関連質問を持つておられるけれども、御指名がないものだから、今まで待つていたわけですか。荒木君よろしくございませう。

○荒木正三郎君 けっこうです。

○秋山長造君 私は先ほど来荒木さんなり、皆さんの関連質問を聞いておつて、どうも文部大臣の御答弁は、これは清瀬弁護士が法廷において弁論をやつておられるような気がするのです。これは法廷の弁論は一つの法廷技術ですから、だからときによれば白を黒とも言い切るめなければならぬ。サギをカラスとも言わなくてはならぬ。これは極悪非道な死刑囚だつて無罪論をやられるのですから、しかもそれを大いにやる人ほど腕のある弁護士というやうなことを言われるのですから、だから文部大臣のおっしゃることも、それとしてはおかれます。その手でやつておられるということならわかる。しかし私どもが今お尋ねしているのは、やはりそういうことは離れて、法廷

における清瀬弁護士という立場とは離れて、日本の文教政策を預る最高責任者というお立場に対して質問しておつて、だからそのお立場から出されておつたお答えを願いたいと思う。まずその点を前提としてお願いしておきます。先ほど来のこの法案の立法に至るまでの手続ですが、臨時教育設置法の第二条に、教育に関する現行制度に検討を加えるという、そういうこれに関連する制度に関する緊急な重要政策を総合的に調査審議する、こういうまことに雄大なスケールを持った目的が掲げてあるのです。だけれども、それが考へてのもこれは常識として日本の教育行政といふものを担当するところの最大の責任者、これはもう教育委員会であるにきまつておるのです。だからこういう教育に関する現行制度に検討を加えるとか、あるいは重要政策を総合的に調査審議するといふ打ち出しならば、これはほかの問題ともかく、だけれども、何といつてもイの一番に、この地方教育行政をどうすべきかという問題が、この臨時審議のこれは第一の諮問事項としてかかるのが当然過ぎるほど当然だと思ふ。ところが文部大臣の先ほどの説明によりますと、ただし、この中から地方教育行政だけを抜くのだ、抜いておるのだ。あと残りかすみのないものはかりかけられることになつて、なせ、この条文にうたつてある通りに、日本の教育制度を総合的に、しかも緊急な重要政策について調査審議するといふならば、いの一審にこの問題をここににおかけにならないか、かつたかといふことをお尋ねしたい。それから第二点は、これも先ほどの荒木委員なり、その他の委員の御質問に対して、

この地方教育行政のことは、この臨時審議には諮問事項の中に入れておらないという御答弁があった。しかしながら文部大臣として、政府として、この臨時審議にかけられることを予定されておる幾つかの審議事項の中の最も重要な項目として、教育に関する国の責任と権限の検討という項目があるのだから、教育に関する国の責任と権限といふことになれば、当然そのうらはらになす関係は、教育に関する地方の責任と権限がどうあるべきか、こういうことがもう必然的に伴う。これはもうたゞの両面、教育に対して責任を負うものは国と地方ですから、だから国の教育に対する責任と権限をこの審議会でも徹底的に検討するとおっしゃることとは、とりもなおさずその反面において地方の教育に対する責任と権限を検討するといふことが、これは必然的に伴われておることだ。だから先ほど荒木委員の御質問に対して、この臨時審議の審議事項と、この法律案とはほとんど関係がない。まあ、たまには関連事項がだれから出るかもしれんけれども、ほとんど関係がない。そういうことは予想だもしていないような、きわめて、どういいますか、筋の曲つた御答弁があつたのですけれども、私はこれはほとんどないことだと思ふ。国の教育に対する責任と権限を再検討するといふ以上は、当然地方の教育に対する責任と権限の再検討といふことが含まれておるのですから、だからこの臨時審議においては、国の責任と権限を諮問される限りにおいては、地方教育行政のあり方といふものを、地方教育制度のあり方といふものを、これは大々的にやはり再検討されてしかるべきものだ。また必然的にされるだらうと思ふ。その点についての御見解、二点について詳細な、しかも文部大臣としての御説明を一つお願いしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 第一の点は、荒木さんに對しては答へたつもりであります。臨時教育制度審議会の方も急ぐ問題でありましたから、二年間の臨時、時を限つた委員会になっております。しかしながら、そのうちで地方行政のことは、はやもうさつき昭和二十七年といひましたが、あのときには偶然なことで地方教育委員会ができたのです。あのころはちょうど私の歩調を一にして進んでおつたのです。それをもう一べん検討してみようという時分に、吉田さんが国会を解散してしまつたもので、それからでたといふので、私は二十七年を基準にとつたので、ふいにできたものでありますから、あれから非常に議論してだいたひ議論も出尽しておるのです。それに加えてやはり今年の十月に選挙もあることだからして、これだけは一急務中の急務として、この国会へ御審議を願うことになつております。そのほかに必要な急務はないかといふと、たくさんあるのでございます。過日合同審査の時分に、私も刷りものにして差し上げたと思ひますが、わけてもこの国の教育の責任であります。それから大学制度であります。教育に関する国の責任といふのは必ずしも行政責任に限つておらないのです。教育内容についても一休国はど

う責任を持つべきか。これは非常に抽象的な問題であります。大きな問題です。実はもう驚くべき、日本人の解決すべき大きな問題であります。そう

いう点には力を大いに尽してもらいたい、こういうことでありまして、今回地方教育行政の組織、運営を別にここに御審議願うのは、荒木さんにほば答えたつもりであります。

第二の国の責任と権限ですが、これは地方教育行政だけのことをいっておられますので、やはり教育の責任は地方教育行政以外の行政のこともありますし、わけても教育内容、やり方についての国の責任という大きなこともありますから、やはり臨教審は臨教審で大きいやつてもらわなければならんことが残っておりますのでございます。

○秋山長造君 文部大臣は私の質問に対して率直に答えておられないと思う。私が質問した第二点は、教育に関する国の責任と権限という問題が、臨教審に諮問する最大の項目の一つになっている。しかも、当然そのたての半面として地方の教育に対する責任と権限ということが、これはもう必然的に一体のものとして伴うべきものなんです。だから当然にこの臨教審を作られるときには、この国というだけでなく、地方の教育あるいは地方の教育行政というものは、当然これは考えて諮問をされるべきものなんです。そういうようにお考えになりませんか。地方だけ別に引き離して、別ワタにしてしまつて、これには触れんのだ、とにかく国の教育に対する責任と権限だけやれと言つても、そういうことがやれますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の再質問のことに付いては、すでにお答えしたと思ひますが、教育行政という面においても、地方教育行政と地方教育行政にあらざる行政も多々あります。けれども、しかし実際に今度臨教審に御審議願いたいことは、行政という範囲にとどまらず、教育内容をどうしたらよからうか、こういうことの方に着眼しております。(それは違ふよ。大きなポイントをはずれてるぞ、この第二の法律から、大臣と呼ぶ者あり) ○秋山長造君 ますますおかしい。これは第二条ではっきり「教育に関する現行制度に検討を加え、教育制度及びこれに関連する制度に関する緊急な重要政策」だから制度を離れたそういう今おっしゃるような抽象的なものが目的じゃない、あくまで内容も含んでおられるけれども、しかし、それはあくまでも教育に対する制度というものを前提にして考へておる。これは第二条にはっきり書いてあるじゃないやありませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) また私の一身上について御攻撃があるかわかりませんが、教育制度ということとは、教育行政というのと同じじゃないんです。現に学校教育法というものがあつて、あれは一つの制度でありまして、けれども、必ずしも行政のことばかり規定しておるのじゃございません。それゆゑに戦後とつた日本の教育制度を高い目から見て検討していただく。あなたの方の制度即ち行政、こう思つておられるから、その議論が出たのであります。十分に私の言葉の足らぬところを補うて一つ御了解願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 今の制度と行政ということ、全然別だとおっしゃるのです。これは別じゃないのです、制度も行政も、それは食い違ふ面もあるでしよう、違ふ面もあるでしようけれども、これは一致する面が多い。特に教育の面においては制度と教育内容というものはこれは密接に、有機的にこれら一体になつて、初めて運営できるものでもあるし、また、効果を上げ得るものでもある。文部大臣の今の御答弁によりまして、じゃ、地方教育委員会というものはもう教育の行政、ほんの一番文部大臣のおっしゃる通りに狭く極端に考へておると、行政だけやるんだ、教育の内容なんということについては全然地方教育委員会は関与もしなければ、関心も持たぬし、権限も持たぬ、こういうものじゃないでしよう。教育の制度に対しても、あるいは行政に対してもさらにまた、教育の内容、そういうあらゆる教育問題に対して、国とどうして地方団体とがともに責任を持ち、権限を持つということに初めて日本の教育全体というものが動いておる、一体のものとして、その一体のものとして動いておる日本の教育の中の国の責任と権限だけをこの臨教審でやつてよろしい。しかし、他の半面である地方の責任と権限については一切やつてはならぬ、やつてはいかぬ、こういうふうに勝手なこの区別が私はできないというのを言つておるのです。だから当然あるいは物好きの人なら問題にするかも知れぬというやうなことを言つて、国の責任と権限ということを諮問し、そしてこれを調査審議する限り、これはもう当然地方の教育に対する責任と権限という問題が出てくる。それが出来れば、それに関連して地方教育委員会の責任と権限、性格というやうなものが必ず出てくるのです。にもかかわらずさうい

う問題は全然もう論外にして、さうして先ほど事務当局から配られました資料によりまして、この項目についての関係法令という中にも学校教育法、私立学校法、文部省設置法、産業教育振興法、その他の振興法、地方交付税法、義務教育費国庫負担法等とつたものであつて、故意か偶然か知らぬけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものはちゃんと設けてあるのです。これは当然さういふところのいの一審に法案の名前をうたつてあつてしかるべきですよ。これはそれらはちよつとおかしいですよ。非常に出されることは、お答え願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方教育行政の組織と運営ということとは、やはり日本の全体の教育制度ですね、このうちに含んでおられますから、今回はこの中でおきめ願ひますから、これに該当する部分は諮問いたさない処存でございします。これで円滑に、この次にできるべき臨教審の運営はできるものと思つております。

○荒木正三郎君 私の先ほどの質問は、せつかく臨教審をこの国会に提案されておる、この臨教審の諮問を待たないで、今回地方教育行政に関する法案を提出された。なぜ諮問を待つてそれから提案するようにせられないのか。そこには何か特別急ぐ理由があつたのかとこの質問でございしました。この質問に對しましては文部大臣から一応の答弁がございしましたけれども、なかなか私には納得がいかなないのであります。他の委員からまただいま関連質問がありましたが、この臨教審の法案の中に味にはただいま問題になつてゐる、提

案されてゐる地方教育行政の法案の内容と非常に関連があるのであります。たとへば一例をあげますと、今度の基本教育行政の法案の中には、国の権限というものが相当表面に出ております。これは文部大臣も否定されたいと思ふのです。いわゆる教育に対する国の責任と権限という面がたゞいま提案されてゐる教育行政の法案に相当出ておるわけなんです。これらの問題については当然内容審議のときに質疑をいたしますが、臨教審の法案の中にはさういふ問題が出ておつて、当然政府はそれに諮問されるということになつてゐる。それにもかかわらず諮問をしないで急いでなせ出されるのか、選挙の問題であれば、私はさつきから言つてゐるやうに、一カ年延長すること可能である、こう考へる。そうすると党内にいろいろの意見があつた。これでは困るから非常に急いでゐるのだ、これは矢嶋委員のおっしゃつたやうに、私はそれはあなたの党にもいろいろ御意見があると思ひます。私どもの党にもこの教育委員会の制度についてはいろいろの意見を持つております。

いろいろな意見があればこそ、私はもつと広く意見を徴して、さうして慎重にやるべきではないかというものが私の質問の要旨であります。そこでお尋ねをいたしますが、先ほど来から、いろいろの機関に諮問をして、その答申を受けております、さういふ文部大臣のお話しでございしました。そこでお尋ねをいたしたいのは、今の自民党内閣ですか、鳩山内閣ができたのは、昨年の十一月であつたと思ひます。この自民党内閣ができてからどういふ機関に諮問をせられたのか、

私は伺いたいと思うのです。けさほど教育委員会制度に対する意見というふうな刷り物をいただきました。しかしまだ読む時間的余裕がないので、いつの内閣のときに、いつの日に諮問され、それに対する意見が述べられたか私知らないわけでありまして。少くとも清瀬文部大臣がそれぞれの機関に諮問をしたとおっしゃっておられるのですから、少くとも自民党鳩山内閣が成立してから、いろいろ諮問をせられたと思うのですが、どういう機関にいつごろ諮問せられたか、お話を伺いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問いは第三次鳩山内閣ができてから後に外部機関に諮問したかということでございます。それはございません。前任者の諮問しておいたものの答申を調査いたしましたのが、新たに諮問いたしましたのでした。

○荒木正三郎君 そういたしますと、第三次鳩山内閣ができてからは、全然この問題についてはどの機関にも諮問をしておらない、こういうことですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) さようです。

○荒木正三郎君 それではお尋ねいたしますが、なぜ鳩山内閣が成立してから、こういう重要な問題については諮問をせられなかったのか、理由を伺いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 前任者、前内閣の時代に諮問いたして、それに対して出てくる答申がたかさんございますし、これをもって党外の委員会の意見もわかりますし、また、個人的団体的に文部省へ、また私個人の手元

へ書面等によってたかさんの意見が来ております。また、面会を求めた人は一人も断わったことはありません。それで党外の意見は承知することができたと考えました。そうして本日初めにも申し上げました通り、地方教育行政については、すみやかに解決をする必要がございますし、それからまた、私の党派にも教育行政についてたんのうな専門家も多数おられますし、ここでわれわれは責任をもって一つの案を作ってしまうべしと、かように考えました。

○荒木正三郎君 前内閣、前々内閣、あるいはそれ以前の内閣の時代において諮問がしてあるから、あらためて諮問する必要がない、そういう考えで諮問をしなかった、こういう文部大臣の御所見でございます。私はこれはやはり責任ある政治家の取るべき態度ではないというふうに思いますが、これは見解の相違ということも起ってくると思

いますので、ここで取り上げることとは省略いたしますが、ただ、ここで何いしたいのは、中央教育審議会がこの問題について答申をいたしておりました。その冒頭におきましてこういうふうに言っております。「教育委員会は、その設置以来、日がきわめて長く、その実績の良否については相当論議の余地がある。」こういうふうに述べておるのであります。教育委員会は確かに足をいたしましてから日が浅いのでござい

ます。まだ十年を経過しておらないというふうな状況でございます。従ってその実績の良否について相当論議の余地があるということは、私は当然であると思うのです。こういう中教審の答申の冒頭の文面について、文部

大臣はどのようにお考えになつてゐるか、伺いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) この答申ができた当時としては、この通りと思つております。

○荒木正三郎君 この答申は文部大臣、その当時はその通りだと思つて。これは二十八年四月二十五日に出されております。そうするとそれから約三カ年に近い日子が経過しておるといふことであります。相当な日がたつておるので、その当時はこれでよかつたらう。しかし今は違ふ、こういう意味にとれるのであります。それでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今は違ふとカテゴリーカルに言うてしまふべきものじゃありませんが、だいたい相違した事情も起つております。

○荒木正三郎君 そういう事情であれば、だいたい相違した事情があるといふことを大臣が考へておられるのであれば、なぜ中教審に諮問せられなかったかという問題であります。相当これは古い。確かに三年も経過してゐるので

すから、私はこの答申は相当古いと思つた。その後それは若干の事情の變北があるといふことは私も認めますし、今大臣がおっしゃつたように当然認めてしかるべきだと思つた。そうすれば中教審に、あなた自身でこれだけの法案を出されるのですから、なぜ諮問せられなかったか、その理由についてお伺いいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻もお答えしたと思つますが、ときがたつておると、また委員もだいたいお交りになつておるから、ほんとうは諮問したかつたのです。しかしながらこの案は

われわれが責任をとつたのは、十一月の末でございまして。十二月にはすでに国会が開かれております。この短期間に御諮問願ふこともできず、さればといつて、一方ではこれは緊急な政策だとわれわれ考へております。それゆゑに個人的にあの委員会の人とお目にかかつたことはあります。再諮問をいたすことはできなかったことを御了承願ひたいと思つております。

○荒木正三郎君 内閣ができてから日が浅いので、期間的にその余裕がなかつた、こういうお話でございまして。今度同じように出されておりまする教科書法案、これもこの国会に出されてゐるわけでありまして。この教科書法案に対しては、中央教育審議会の最近の答申が出てゐるわけなんです。もしも諮問するとなれば、これは十分で

きると私は思ふのです。時間がないといふことは私は了解できないと思つてます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教科書法については、前任者のときにすでに御諮問に相なつております。で、私就任當時急いでもらひまして十二月五日に受領したと思つてます。そういうわけで、幸いにして教科書法については御諮問の結果を見て成案を作ることができたのは、まことに仕合せでございまして。この案についてはそれだけの余裕がなかつたのです。

○荒木正三郎君 確かに教科書法案は第三次鳩山内閣の文部大臣によつて諮問されたのではないといふことを知つております。しかしこの教科書法案に対する諮問はその直前であつたと私は思ひます。特にこの法案は三月の九日に国会に出されております。内閣が成

立したのは昨年の十一月の末であります。そういういたしますとその間相当な日月があつたわけでありまして。ですから諮問しようという考えがあれば、十分諮問ができたと思つたのです。私はこれは故意に文部大臣が諮問をせられなかつた。諮問をすれば、政府の考へてゐるような結論がでてこないといふことが理由になつて諮問せられなかつた。こういうふうな考へておられるのです。この点文部大臣から説明を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) さような考へで諮問しなかつたんじやございませ

ん。先刻言ひ通りでございます。

○荒木正三郎君 それでは文部大臣の言葉を私は引用いたします。先ほどにも申し上げましたが、もし諸君と相談するくらいなら中教審その他の機関に諮つたであらう、こういうことをおっしゃつておる。これは文部大臣、否定せられなかつた。否定せられた部分は別として、否定せられない部分にあるわけですね。もし諸君と相談するくらいだったら中教審に相談したろう、こういうわけですね。この言葉は何を意味しておるか。全然中教審に諮問する考へがなかつた、そのことを私は明らかに示しておると思ひます。ここには日がないから諮問をしないといふようなこととは、全然想像もできないような言葉です。もし諸君に相談するくらいなら中教審に諮問をしたらう、こういう言葉です。この言葉からはどうしても中教審に諮問をしよう、そういう意思がなかつた、こういうふうな判断せざるを得ないのですが、重ねて私は大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは私の

言葉それ自身をうつしたかどうか、私自身さえも忘れておりますが、この全国都道府県教育委員会協議会というものは、文部省の諮問機関でも内閣の諮問機関でもないものであります。ここに諮問せよとおっしゃるのは御無理であります。しかしながら御意見は十分に聞いております。それだけのことであります。もし諮問するのであれば、中教審へ諮問すべきはすのもののである。けれども、この通り時間が切迫しておるので、委員の個人の方の意見を聞いたが、諮問案を出してこれからはつづけてもらおうといういゝまがなかったということは、打ちあけて説明したものだと思ひます。参議院の第八控室ですか、そこへこれらの人がおいでになりまして、つぶさにそのことを言つて、しかしあなたの方の意見は聞きまして、おつしやつて下さいと言つて、よく聞いたのです。こちらから諮問はしませんけれども、おいでになつた人の意見は、私はよく聞きました。

○荒木正三郎君 私に質問をいたしました諸問題については、他の委員もいろいろ質問があると思ひますので、一応この程度で終わりますが、しかし私は最後に申しておきますが、文部大臣は国民の声を聞く、あるいは各界の意見を聞く、それは大賛成だといふふうにおつしやつておられますけれども、結局は清瀬文部大臣としては何一つの機関に対して、この問題については相談をしておられない。これははなはだ私は遺憾なことであると思ひますので、この問題については終ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の荒木君のお問いに一つ補充いたしておきます。前任者が中教審へ諮問した日を書類がなかったためによく答えておりませんが、ここに書類が出てきました。松村前大臣が中央教育審議会会長天野貞祐さんに諮問を出したのは、昭和三十年十月三日でございます。それで十二月の五日に答へが出ておるので、

○荒木正三郎君 それでは私の手元に來てゐるのは、これは違ふのですか。これは文部省からいただいたものと思ひますが……どこから配られたか、私の箱に入つておる。中央教育審議会、答申と書いて、昭和二十八年七月二十五日、そして内容が書かれております。これは何ですか、明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は教科書のことです。教科書について諮問したので、(しつかりしてくれないと困るよ)と呼ぶ者あり。前任者だつたけれども、おそく諮問を出して十二月にできたのだから、本件でも諮問すればすぐできたろうという御論がありましたので、私も前任者がいつ諮問をなさつたか疑ひにしておりましたが、政府委員に聞きましたところ、ここに諮問が行われたのは昭和三十年十月三日で、教科書制度について別紙の通り貴会に諮問する、こういうことです。そうすると教科書制度は、諮問が十月三日で答申は十二月五日でちよつと二ヶ月かかつてゐるのです。だからして私が就任してからすぐに教科書……これは違ひますけれども、すぐに委員

なるのです。それが実情でございますから、その説明をしたのです。

○荒木正三郎君 そういうことをおつしやるなら、また質問しなければならぬ。またほかの人がやられたら関連してやりますから……

○委員(加賀山之雄君) 他に御質疑はありますか、文部大臣に對して。

○矢嶋三義君 先ほどの質問に對する答へを承つておりました、私はこの際関連してもう少し承りたいと思ひます。それは、先ほど來質疑の行われた重点是、臨教審の法案を今国会に提出しておきながら、これが成立してそれに諮るようなことをしないで、何がゆゑに緊急として本法案を今国会に出してきたか、という点に質問の重点があつたわけでございます。そこで先ほど來質疑の段階に、中教審あるいは臨教審の性格の問題が出てきたわけですが、それに関しましては、この際承りたいと思ひます。先ほど文部大臣は、この臨時教育制度審議会の第二

条の解釈を、私が考へてゐるのとはちよつと違ふ意味において答へされました。そこであらためて伺ひたいのでございます。文部省設置法中の中央教育審議会の第二項を見ますと、教育、學術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、さらに文部大臣への建議権を認めております。ところがこの臨教審については「教育に関する現行制度」と表現をし、そうして「教育制度及びこれに関連する制度」というふうな全部制度で限定してゐるわけですが、従つて中央教育審議会の調査審議の対象となるものと臨教審の審議調査の対象となるものとは同じものか、それとも一部と全部の関係であるのか、よく納得できるように御説明願ひたい。ということとは、將來臨教審が発足した後に、それぞれの権限の議論が起るおそれがあるし、また両者から異なつたところの答申あるいは建議があつた場合に、そのいずれをとるべきかという点について、いろいろ紛争を起すことが予想されますので、その点を明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 日本の戦後の教育制度は、戦後内閣総理大臣の諮問機関であつた教育刷新委員会、後に審議会となりました。そこで日本の教育制度がきまつたのでございます。もつとも最終の決定はこの国会でいたしました。調べるときは内閣総理大臣の諮問機関である教育刷新委員会がまず骨子をきめたのです。それをきめまして、最後にこれがきまつたんだといふときに今度は、われわれはこれで任務は済んだから解消して、しかし今度は内閣でなく文部大臣の常設諮問機関として一つの会を持つてという決議があつたのです。それがあとで中教審という名前になつたのであります。

規則の文字等はいろいろと筆者によつて違ひますが、まず中教審は戦後打ち立てた制度を運行して行く常設機関でございます。そうして審議したり建議したりして、いこう、そうして常設にやつとやつていこう、今度はちよつと刷新委員会が教育制度を審議したと同じように、その制度自体の改革を今度はやろうといふので、同じレベルの内閣に臨教審というものをお作り願ひことにして、そこでその制度の一つ見直しをしようといふことであります。しかしながら文部大臣の諮問機関たる

常設の中教審はそのまゝに御継続を願ひたい。臨教審ができておる間もこれは中止いたしません。また臨教審が済んでからも引き続き文部大臣の常設諮問機関として御活動を願ひたいのです。こういうふうなわけでありまして、日本の文字はいろいろ使ひ分けしますけれども、両省の性格の違いは、それで御了解を願へると思ひます。

○矢嶋三義君 今のお言葉は折々承つたお言葉ですが、わからないのです。一部と全部とはどういう関係なんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一部と全部といふことではなく、制度それ自身を見直そう。ちよつと刷新委員会が制度を立てたその制度を見直そう。それからもつとも運用に際して都合の悪いことがあつたならば御建議を願ひたいことはありますが、ものはボーダー・ラインになるという、いろいろ似たことがありますが、趣意はそれで御了得願ひはせぬかと思つております。

○矢嶋三義君 断じてわからないですよ。そういうふうな審議会を二つ発足をさせておいた場合に、それぞれ委員に筋金の入つた人がおつた場合は、これはいろいろ紛争を起すのです。私は納得できないからさらに質問を続けたい。あなたは中教審はきまつた制度を運用するといふようなことを言われ

ますが、この中教審の規定の中に、教育に関する基本的な云々となる。教育に関する基本的な云々となつたら、教育制度は入つてゐるんじゃないですか。入つてゐないのじゃないか。この臨教審の方は現行制度、教育制度、制

あるのか、よく納得できるように御説明願ひたい。ということとは、將來臨教審が発足した後に、それぞれの権限の議論が起るおそれがあるし、また両者から異なつたところの答申あるいは建議があつた場合に、そのいずれをとるべきかという点について、いろいろ紛争を起すことが予想されますので、その点を明確にしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 日本の戦後の教育制度は、戦後内閣総理大臣の諮問機関であつた教育刷新委員会、後に審議会となりました。そこで日本の教育制度がきまつたのでございます。もつとも最終の決定はこの国会でいたしました。調べるときは内閣総理大臣の諮問機関である教育刷新委員会がまず骨子をきめたのです。それをきめまして、最後にこれがきまつたんだといふときに今度は、われわれはこれで任務は済んだから解消して、しかし今度は内閣でなく文部大臣の常設諮問機関として一つの会を持つてという決議があつたのです。それがあとで中教審という名前になつたのであります。

規則の文字等はいろいろと筆者によつて違ひますが、まず中教審は戦後打ち立てた制度を運行して行く常設機関でございます。そうして審議したり建議したりして、いこう、そうして常設にやつとやつていこう、今度はちよつと刷新委員会が教育制度を審議したと

同じように、その制度自体の改革を今度はやろうといふので、同じレベルの内閣に臨教審というものをお作り願ひことにして、そこでその制度の一つ見直しをしようといふことであります。しかしながら文部大臣の諮問機関たる

常設の中教審はそのまゝに御継続を願ひたい。臨教審ができておる間もこれは中止いたしません。また臨教審が済んでからも引き続き文部大臣の常設諮問機関として御活動を願ひたいのです。こういうふうなわけでありまして、日本の文字はいろいろ使ひ分けしますけれども、両省の性格の違いは、それで御了解を願へると思ひます。

○矢嶋三義君 今のお言葉は折々承つたお言葉ですが、わからないのです。一部と全部とはどういう関係なんですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一部と全部といふことではなく、制度それ自身を見直そう。ちよつと刷新委員会が制度を立てたその制度を見直そう。それからもつとも運用に際して都合の悪いことがあつたならば御建議を願ひたいことはありますが、ものはボーダー・ラインになるという、いろいろ似たことがありますが、趣意はそれで御了得願ひはせぬかと思つております。

○矢嶋三義君 断じてわからないですよ。そういうふうな審議会を二つ発足をさせておいた場合に、それぞれ委員に筋金の入つた人がおつた場合は、これはいろいろ紛争を起すのです。私は納得できないからさらに質問を続けたい。あなたは中教審はきまつた制度を運用するといふようなことを言われ

ますが、この中教審の規定の中に、教育に関する基本的な云々となる。教育に関する基本的な云々となつたら、教育制度は入つてゐるんじゃないですか。入つてゐないのじゃないか。この臨教審の方は現行制度、教育制度、制

第六部 文教委員会会議録第二十号 昭和三十一年四月二十七日【参議院】

一三

度だけ表現されてある。こちらの方は「教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策」かどうか。私はこの教育に関する基本的な重要施策という中では、教育制度のことは入っていると思うのですがね。そこで調査、審議の対象となるこの範囲はどうかと考えた場合に、私はこれは明確にしておかなければ満足後困る。私は一部と全部の関係があるような気がするのです。あるような気がするのじやなく、そう思います。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長としてちょっと矢嶋委員にお諮りしたいのです。臨教審の問題は、現在内閣委員会に臨教審の制度について審議中だと思ふのです。これは本委員会委員外発言もできることになっておりますのでそこでこまかく検討されるようなふうにしていただくことはいかがですか。

○矢嶋三義君 委員長のせつかくのお言葉もとても思いますが、私は前飯島委員長が委員会を開かれた当時に、臨教審、あの法案を内閣委員会に付託したこと、そのことに疑義を持っていたしました。その当時飯島委員長もごもつともだというので付託がえを議長に要請いたしました。ところが、これはまあ懇談会の全会一致の線に沿ってそれをやったわけでありまして、もう付託されたので、付託がえはできない、それで連合審査ありあるいは委員外発言を十分していただいて審議しようということに相なったわけですが、この経過を考えましても、日本の教育の基本的な問題をわれわれが調査審議する場合に、中教審といろんな案件とを分離して審議はできません。特に本法案が先ほどから審議され

ておりますように、適切な諮問と答申を得ないままに、文部大臣の言葉を借りてするならば、緊急性があつたかというので出されております。従つて他の案件以上にこの中教審との関係は重要でございまして、中教審と臨教審との関連があるわけであつて、まあ世間では、この国会に出たこれらの法律案を教育四法律案と呼んでいるわけ、この関連の質疑は、これは私はたださしていただかないと、どうも審議上差しつかえると思うのです。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長が申し上げるのは、これは連合審査もしたり、また必要があればさらに連合審査を申し込むことや、さらに委員外発言はもう了解できておるわけですね。これはあくまでも、それは付託のときに問題があつたかは別として、本筋としてはもうやはり付託になった委員会では、これはどこまでも審議を尽くすのが私の筋であつて、先ほどの大臣の御答弁を聞いておつても、臨教審にはこの法律案をさらに臨教審にかけるとか、そういう一項はないということでもあつて、ですから、本法律案としては本筋を離れてくるので、そういう意味で私は申し上げておるのです。

○矢嶋三義君 経過はともかくとして、現実に付託された委員会ではその案件を慎重審議するのが当然である。この委員長のお言葉は私は承知いたしました。ところが、この臨教審の問題については二回連合審査をやつたのですけれども、一回は参考人の意見を聴取したわけ、一回二時間ぐらいいちゃっと審議したわけでありまして、別にやつておりません。従つて委員長並びに理事会等で、今委員長さんが御発言がござ

いましたように、連合審査の機会を争えて下さるというふうなことでございませう。私はこの臨教審に関する議論はこの程度でやめたいと思つてございませうが、いかがでございませうか。

○委員長(加賀山之雄君) まだ諮つておりませんから……

○矢嶋三義君 諮つていただけましたことは言えませんが、委員外発言はこれはすでに了解は得ておりますので、特に矢嶋委員より御希望があれば、委員外発言の機会をつかまえて十分に御検討、御質疑になつたらよろうと思ひます。

○矢嶋三義君 そこが問題点でございましてね、この文教委員会が開かれていないときに、内閣委員会委員外発言をさせていただきますというところはありますが、もしこの委員会を開かれていますときに、内閣委員会に臨教審の委員外発言なんかに行くということになりますと、私が委員をしていこうとこのこの文教委員会で審議している案件の審議の経過がわからないので、非常にそれは困るわけですね。その点を委員長さんの方でしかるべくお取り計らいいただければ、せつかくの委員長さんの御意見でございませうから、私はそれに従ひまして、この点の引き続いたの質疑はあまりいたさないようにしたいと思ひます。その点よろしく。

○委員長(加賀山之雄君) 本委員会の審議に支障のないように私は委員外発言が得られるように、内閣委員会と交渉いたします。

○矢嶋三義君 委員長さんのせつかくの意見でございませうから、その程度にしまして、それではごくしほつて、関連質問でございませうから、いたしますが、大達さんが文部大臣であつた当時、中教審から答申のなされたのが二十八七月二十五日ですね。これを先ほどから、非常に二、三年前なので古いというような言葉が出て、あたかもはごみみたいな見解を持たれているやに聞きました。私は非常に心外なんです。私は現在の中央教育審議会はこの見解を持てていると思うのです。ということでは、中央教育審議会が私が先ほど申し上げましたように、文部大臣の諮問に答えるだけではないんです。これは重要な問題だと思ふならば、みずから自発的に案件を取り上げて調査審議して、文部大臣に建議するところの建議権が与えられているわけですね。従つて従来中央教育審議会の委員各位は非常に御熱心にわが国の教育、学術、文化に関するあらゆる問題をとり上げております。たとえば短期大学制度の改善についてというような問題についても、これはほとんど自発的に取り上げたやに私は承わつていられるわけですが、先ほどから大臣のお話がありまして、日本の方教育行政の問題があなたの党の内

外、それからわれわれの党において、さらに当事者であるところの都道府県教育委員会とか、あるいは地方教育委員会、あるいは地方公共団体の首長のグループとか、あるいは議会側の議員で構成するところの団体という点でいろいろと議論があつたことは大臣が認められた通りです。それほどの問題であれば、中央教育審議会として

は、かつてなしたこの答申と意見が違えば当然みずから持つていこうところの建議権を發動して、そして大臣に何か意思表示をされるだらうと思ふ。従つて私はそれがない以上現在の中央教育審議会は二十八七月二十五日に答申をしたところの内容が、わが国の教育委員会制度については最も妥当なものであるという私は自信を持ておられるだらうと思ふのです。かように私は解釈するのがこの中教審を設けた理由からいっても、またその規定からいっても、筋の通つた解釈だと思ふのですがその点大臣はかようにお考えになられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 昭和二十八年の七月から昭和三十一年の春までの間は相当年月もたつております。しかしながら、ものの考え方をまるきりかえなきやならぬほどの時間でもありません。ことに中教審の委員の方がいふ御変更になつておるので、時間があればもう一度聞いてみたらよろうという心は動いたんでございませうが、先ほど荒木さんにお答え申したような事情で、再諮問はいたしませんでし。しかしながら、この答申はあることを知つておられますから、これもたびたび読み返して尊重いたしておるの

○矢嶋三義君 関連質問でございませうから、この尊重しているという大臣の答弁については、尊重しているかしてないかということについてはあまり触れませんが、私が伺つてゐる点は、現在の中教審としてはこの二十八七月二十五日のこれが現在の教育委員会制度に対する中教審の御見解であるであらうと思ふ。大臣はそれをどうい

は、かつてなしたこの答申と意見が違えば当然みずから持つていこうところの建議権を發動して、そして大臣に何か意思表示をされるだらうと思ふ。従つて私はそれががない以上現在の中央教育審議会は二十八七月二十五日に答申をしたところの内容が、わが国の教育委員会制度については最も妥当なものであるという私は自信を持ておられるだらうと思ふのです。かように私は解釈するのがこの中教審を設けた理由からいっても、またその規定からいっても、筋の通つた解釈だと思ふのですがその点大臣はかようにお考えになられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 昭和二十八年の七月から昭和三十一年の春までの間は相当年月もたつております。しかしながら、ものの考え方をまるきりかえなきやならぬほどの時間でもありません。ことに中教審の委員の方がいふ御変更になつておるので、時間があればもう一度聞いてみたらよろうという心は動いたんでございませうが、先ほど荒木さんにお答え申したような事情で、再諮問はいたしませんでし。しかしながら、この答申はあることを知つておられますから、これもたびたび読み返して尊重いたしておるの

○矢嶋三義君 関連質問でございませうから、この尊重しているという大臣の答弁については、尊重しているかしてないかということについてはあまり触れませんが、私が伺つてゐる点は、現在の中教審としてはこの二十八七月二十五日のこれが現在の教育委員会制度に対する中教審の御見解であるであらうと思ふ。大臣はそれをどうい

こまとして聞く必要があると私は思

代表的な方の御意見も伺うことにはあ

私は思うのです。だからむしろ私とし

し上げる次第でございますが、実は私

いになるか、それから内閣委員会と

こぶる謙虚に響かれてあります。「原則をあらゆる場合に思われる。それから「民主的教育制度を根本的に改変するにいたるものである。ことに教育に対する国家統制の復活をうながす傾向」の顕著であること。それらが将来「言論、思想の自由の原則をおびやすすおそれもある」と、かような案を作るに当っては、慎重の上にも慎重を期するように厳に戒めなければならぬ。こういうところがこの声明の眼目であって、私はこれは学者が出しやばったとは思わないのです。私があえてここで文部大臣にたしたい点は、戦時中のことを想起していただきたいと思うのです。戦前及び戦時中に日本の学者に学者としてのいかなる自由が保障されておったか。真実を語り、あるいはそれを活字にして発行すると、その学者は學園から追放されておりました。かような国民が真実を、真理を教えられなかったがゆえに、あの敗戦の苦杯をわれわれはなめたと思うのです。その反省のもとに、戦後の教育というものは充足しているわけです。学者が国家公務員であるから、一國の文教政策にとにかく言うなというこの考え方というものは、私はあやまちを再び繰り返すおそれがあると思うのです。一國の責任のある総長、学長、学者として学問的な立場から学究徒としてこういう点についてこの発言、意思表示をされることは、私は民主主義国家としては当然であると思うのです。ああいう人々も私は直接会ってはその意見を聞きませんが、いろいろと御意見を聞きながら、自己の研究に専念し、その大学の自治と発展のために象牙の塔にこもられて努力されて

おったが、最近の文教政策の傾向をつぶさにながめるときに、いても立ってもおられないという、こういう学究徒としての耐えられない心境から象牙の塔からとび出して来られて、こういう声明をされたものと私は推察をしております。従つてこういう声明というものは、私は国民としては、これは傾聴してしかるべきだ、また、為政者といふものは格段と私は耳を傾けてしかるべきだと思ふ。ということ、一人か二人の風変わりな学者が所見を述べられたなら別ですよ、特にこの十人の中の木下一雄先生、この人は学者グループの一部では、言葉をこの言うのは極当かどうかわかりませんが、言わなければわかりませんから言いますが、学者グループの一部では木下一雄先生は非常に文部省の御用学究だというようなことを言う人もあった。これは當ていふに當てていないかは別です。しかし学者の一部にはそういうことを言う人もあった。その木下先生がここに名前を連ねたということで、文部省の人々はがく然としたということを伝えている。御心情御推察申し上げます。この木下さんまで名前を連ねてある。こういうものに耳を傾けられるのは当然であつて、学者がわれわれの政界のことにとにかく言うべきでないかと思ひますので、重ねて所見をただしたいと思ひますが、この発言を若干修正されれば、私は追及いたしません。しかし、大臣の答弁次第ではさらに私は質問をいたしたいと思ひます。速記に載っています……

○国務大臣(清瀬一郎君) この説明について鳩山総理も私も賛成だと言つておるのです。これを誹謗したことは一ぺんもありません。これはいいのです。第二項は改めるには審議会にかけろというのです。ただ違つておることは、審議会にかけなかつたということ、これは間違ひだ、こう言つておるのです。教科書の方はかけておるのです。それから今の案も絶対にかけるべきではないので、少し前でありましたけれども、あつたおるのです。ただ、その時日はさんのお問ひについて、やはり賛成だけれども、やはりえらい方だから、もっと具体的に調べて教えて下されば、なおかつこうだつたらう、こう言つておるのです。このうちに言論思想の自由の原則とかあるいは思想の統制をするようではいかんという警告ですから、私も顧みてそんなことはしないようにしよう、こう思つておるのです。あなたのこととちつとも話が食い違ふぬように思ひますが、総理も私もこれは敬意を表しているのです、いいことが書いてあると思つておるのです。ただし、もう少し具体的に調べるに、あやまちなどが無いように教科書の方はそれは諮問しているけれども、教育委員会の方は諮問が古いうから、もう一ぺんやるべきであつたというふうな、もう少し具体的に……

と申す者あり。法廷に清瀬弁護人が出席して、そうして白を黒というふうなところではないのです。あなたは御良識を持っていらつしやるのだから、この文面の意味はわかると思うのです。特に傾向に関する声明と書かれてゐる。これはあなたが言われるように教科書法案は諮問したが、教委法案は諮問していない、それはよくないことではないのです、そういう片々たることを、全般的な流れ、大きな筋はこれらの法案については時間がかかりますから繰り返して申し上げませんが、傾向が顕著となりつつある、また脅かすおそれがあるから、もう少し政府において、国会においても御注意いたしたい。細心の上にも細心な態度をもつて臨んでいただきたい。結論としては今の法案を一応撤回して再び出直したい、と書きたい、こういうことが、(「そんな底に流れているのですよ。日本語のわかるものはこれを読めばわかるのだよ。そういう意味だよ。(「わからんよ」と呼ぶ者あり)それならば呼んで聞こうじゃないか。ちつと委員長の許可を得て……

○委員(加賀山之雄君) 矢嶋君にちつと申し上げたいと思ひますが、一つこの本題に帰つて質疑をお返し願ひたいと思ひます。そう言つた、だれがどう言ふかということも、非常に大事だと思ひますが、本委員会は本委員会としてのこの法案を、あくまでも各委員の御意見を十分質疑を尽して各委員の意見をまとめる委員会だと思ひますので、どうぞそのおつもりにお願ひします。

○矢嶋三義君 ただいまの委員長の発言は了とします。ただ、私が関連質問に立つたことは、大臣が先ほど学者が地方教育行政の組織並びに運営に関する法律案等について、とやかく言つてもらいたくないということをはつきり申しました。速記に載つております。私はそれが穏やかでないということと、それからこの声明について先ほどの委員から御質疑があつたから、その声明の把握の仕方が間違つてゐるのじゃないか、これはこのまま聞き捨てておいたら大事だと思つたから関連質問したわけであつて、大臣はその第一点については否定されますか。速記に残つておつたらどうしますか。あなたはさつきはつきり、地方教育行政の組織並びに運営に関するこういう点について学長あるいは総長あたりのことを言つてもらいたくないということを言われまして。(「それは言わない」と呼ぶ者あり)それだけだとして、私は関連質問だから一応下ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は学長や総長が教育委員会の方にとやかく言つてはならぬなんということは申しませんが、(「政治の問題にくちばしを入れるな、これは言つた」と呼ぶ者あり)やはりもう少し具体的に……

ことはよくないのです。大学の自由も尊重しなければならぬ。われわれが教育内容に、教育の民主的運行にむやみに干渉すべきものではないのです。それからまた、そのかわりに教育に従事しておる者が政治に関与すること、これもよくない。そういう考えは持っております。しかしながらこれを批評した言葉はないのです。(それは教育の中立性に関するものでしたよと呼ぶ者あり)教育は自主であります。だから、自主だから、教育の自主性を侵すべきものでないと考えております。また、教育界の人としては、むやみに政治に関与することもよくないという考えは持っております。しかしそれはこの案を評したものではありません。(そういう発言でしたと呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 それは明確にいたします。こういう点は明確にしておかなければならぬのです。(速記録を見ろと呼ぶ者あり)ヤジを禁じて下さい。非常に質問しづらい。(そっちが言うのだから黙っていれば言わない)隣にいるのだから耳うちしたいいいじゃないか。それからヤジにかけているのじゃないか。何べん言ったか調べてみる」と呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) 静かに願います。

○矢嶋三義君 続けますが、大臣が先ほど他の委員の質疑の段階に申されたことは、若干今のと違っています。速記をあとで調べましょう。そこで私はこの際にはつきりとお答え願いたい。それは大学の総長、学長がこういう声明をすることはよくないのかどうか。あなたはどう考える。それともう一つ具体的に聞きましょう。一国の大学の総長が——具体的に申しましょうか。東大の矢内原総長が、全学の学生に、現代の政治と関連があるような内容を含んでいる時局講演等をされることを否定されるのか、されないのか、そういう点明確にお答え願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 第一にこの声明は抽象的でありまして、政治関与には、私は必ずしもなっております。それゆえにいいことじやと、鳩山総理も、私も言っております。それは間違ひありません。

それから、後の御質問は、具体的にその話を聞きませんでね。どの限度が原理であるか、どの程度が政治関与であるかということ、ちよつと今の御伺いだけじゃ答えかねるのです。(具体的に言いましょか。と呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) 質問いかがですか。

○矢嶋三義君 これで終わります。それは大学の学究徒、プロフェッサーです。教授、こういう人々は学問的な立場から、その国の政治批判の自由があるか、ないか、どうでしょう。あなただう考えます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはあると思います。

○矢嶋三義君 関連質問を終わります。

○吉田萬次君 私は先ほどもう一つ新聞に出ておる問題について質問したいと思つておつたのは、教育委員会の、いわゆる委員が辞職をするということ、がひんびんとして新聞に出ております。ところがこのごろは幾分下火になったように思います。どこに東京都においては委員の辞職などということ

も出て、そのうちの一人、二人は賛成しなかった人もあるかもしれせんようですが、いずれにいたしましても、この問題は近ごろ非常に重大な問題となり、われわれもこれに対してその動向を注視しております。これにつきましても、もしこの委員会というものの対して大量に、あるいはその一部において、すべてが辞表を出した場合において、大臣はどういうふうのお取扱になるか。また、今日県においては県の議会を代表して一人出ておりますが、それもやめてしまった場合にはどうなるか、あるいはさらに教育長、そのものがやめてしまった場合にはどういうふうにお取扱になるかということとを承わりたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) その問題は衆議院においても提起されたこととございします。よく情勢を視察するということ、そういうことはないと、絶無じやと思つております。それゆえにないことについてどうするかということ、今実はお答えできないのでございします。(関連やいなさい、今のは重大だ。それじゃ答弁にならん)と呼ぶものあり)

○田中啓一君 資料の一つ要求をいたしたいと存じます。本委員会におきましては、だいたい政府が法律を出される際においていかなる諮問機関に諮ったか、諮らなさいいかにないか、これから作るものにも諮らなければいかんじやないかというふうな、いろいろ御議論が出ておる際でございます。少し過去にさかのぼって資料をお出し願いたい。まず第一は、教育基本法並びに教育委員会法御提出の際に、だいたいが古い話ですが、政府はいかなる諮問

機関に諮つて、まあなんと名前がついておりましたか存じませんが、諮問機関、調査機関というふうな種類のものに諮つてお出しになりましたか、その内容はごく簡明でよろしゅうございします。ごく概略をお書きになって、つまり答申の内容は概略簡明でけっこうであると思つております。その資料をちよつだいいたしたい。それからこの教育委員会法は昭和二十三年に出まして、由来毎年改正をしておられます。これについてやはりそういうものにお諮りになっておるのであります。いかがでありますか。それからそれに関連いたしました、本日も質問の話題に載つておつたのでございしますが、昭和二十七年でありましたか、それまで市町村は任意の設置制であつたのを、これを全面的に義務設置にするかしないかということ、非常に論議が行われました。何を隠しまして。私はそのときに置くべし、そうして内容はきょうお出しになったようなものが適当であらう、こういうことは……(逆だよ)「それはおかしいよ」「廃止論だ」しかしながら先ほど文部大臣がおっしゃったように実にこれはもうどこもかれこれやっておるうちに議会が解散になって、当時文部省からは一年間延ばしたいという意見を出しておられたが、その機会もなく、とにかく義務設置に、法律本来の、書いてある通りになつてしまつた、こういう実は次第であつたのであります。そのときの議論のうちで、お互いにやりましたこととはお互いわかつておるからよろしいのであります。当時いわゆる教育関

係者とおっしゃる方たち、たとえば県の教育委員会でありまつか、あるいは日本教職員組合でございしますとか、そういうところあるいは大学等にもございしたならばそれも、だいたいが古いこととございしますから、そういう資料が文部省に今あるかどうかわかりませんが、もしございしたならば、そのうちどれであつて、しかもこれもまあ内容は簡明でよろしゅうございします。簡明であれば写しをお出し願ひたい。それから先ほど資料要求のうちに教育基本法に対してどういふ諮問をされたか、あるいはそういう諮問があつたかということ資料をお願いしたいのであります。おそろく当時は何分にも占領下であつた時代でありまして、たしか昭和二十年ないし二十一年に日本教育制度に関する連合国からの総司令官に対する指令でありまつか、あるいは総司令官から日本政府へ向つて要求して参りました覚書でありまつかあるいはデイレクトという上りなものが相当にあつたように私は存じております。ことに教育基本法あるいは教育委員会法が議会で審議されま

もけつこうでございいますから、お出しを願いたいと存じます。それから今東京並びに関西の大学の総長あるいは学長の方たちの声明というものが大へん論議をされておるのでございいますが、実は私その声明を持っておりませんが、新聞では確かに見ました。ですが当然文部省にはおそれくただ声明書だけでなくて申し入れ等がありはせぬかと思うのです。

えがおりますので、実は私もまことに不始末でそういう陳情書等をよく保存しておらぬ、そういう次第でありますので、もし文部省に出るものがあるにございいますならば、それを一つお出し願いたいと思ひます。資料要求は以上でございいます。

○田中啓一君 もしなかったならば、文部省へ要求するわけには参りませんから、(写しを上げるよ)と呼ぶ者があ

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

が作っている、くれればいいんだ。と呼ぶ者あり)その実情を明らかにして

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

でお願いできますれば、まことにけっこうに存じます。なお、教育委員会制

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

が、地方公共団体の意見が入っておりますかどうですか(あります)と呼ぶ者あり)入っておらなかったら、せ

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

ひこれをに入れていただきたい。それからことに公共団体たとえば県知事会とか市長会とか町村長会とかあるいは議

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

会の会というふうなものほかに、これはあるいはこれに載っておるかもし

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

れませんが、地方制度の調査会などで少くとも論としては相当あったように

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

承知をいたしております。で、実は二十七年以来私はこういうような形の教育

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

委員会のようなものが適切であろうというふうな考えを持っておったのであり

○湯山勇君 法案提出の経過につきましては、各委員から質問がありましたので、私もいろいろお尋ねしたいと思ひます。なおその前に、今大学の学長

諸改革の修正という合言葉でいろいろのところに頭を持ち上げてくる、第一に、日本再軍備の声がある、この声は日本国内からだけでなく、かつて日本から一切の軍備を撤廃させた外国自身から今日本の再軍備を当然のことと考

ありますけれども、ともかくも、今、大臣が判断を下される資料として今申し上げた点で大体十分だと思ひますので、こういうことに対して先ほどの大臣の立場からこれに対する判断です、それを伺いたいと思ひます。

○湯山勇君 たいだいの点に關しましては、私はそういう御答弁があるのではないかと、私はいくつかを心配しまして、そのためにわざわざ総合的な緒論のようなことを申し上げておいたのです。その部分を大臣はお続けになつていらつしやらないそうですから、これも一つ資料として取つていただいて、国立大学ですから、お取りになれると思ひますので、一つ大臣もお聴みになつていらつしやらないそうですしいと思ひます。

その問題はそれではその後譲りまして、次に、お尋ねしたいことは、大臣は先般来御答弁において各界の意見を十分聞いた、ただそれに従うか従わないかは別だ、こういう御答弁がござ

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお言葉の前段はあなたのおっしゃる通りでございます。それから各調査会、諸問委員会以来の意見、わけても親たちの意見というものは、これはどうも非常に数がたくさんで、一々あげかねます。が、たとえば、世間でいうPTAなんというものは、その中のPは親たちであり、Tは先生、Aは子どもたちであり、見も聞きました。私も代議士をやっておりますから、選挙区内の多数の人の意見をよく聞いております。私一人聞いたのがたとえ百人でありまして、私の友人——衆議院だけでも二百以上の代議士がおられます。これらの人も一々聞いておると思います。それは多数の人でありますから、一致してこうだという把握は困難だと思います。大体私どもの今やっておりますことを正しく解釈してくれるならば賛成して下さると、私はかように思っております。国民の民意に正面衝突の法案を提案したとは考えておりません。

○湯山勇君 大臣は私の質問に対して正面からお答え下さらないので、重ねてお尋ねしたいと思つております。大臣の御答弁は、結局大臣は民意を把握していない。たとえば、おあげになったのは自分の選挙区、それから御所属になつておる党派の内部、大部分の国民については大臣のお考えになつておる真意を了解してくれるならば、賛成してくれらるものと信じておるという仮定に立つていらつしやいます。私が先ほど荒木委員の質問に関連して尋ねたのはこの点でありまして、大臣が教育委員の代表の方との話しの中でたとえただけは取り消した。あとの部分は消

てない。そうすると、直接関係者の意見を聞くか聞かないか、こういうことを少し念を押して聞いたのは、この質問の前提としてお聞きしたわけですから、大臣はそういう仮定的な把握しかしておられないのかどうか。それだと私は非常に問題は大いだと思いますので、重ねてお尋ねしたいと思つております。

○国務大臣(清瀬一郎君) だいぶ長いのですが、教育委員諸君の意見は、従前も文部省に御来訪になり、私の私宅へも来られ非常に聞いておるのです。あの晩だけは夜がおそくて、幾らか酒気でも帯びておつたのじゃないかと思ひ、私も疲弊しておりましたから、その晩だけは断りましたけれども、翌朝すぐに会つたんです。会つた場所もおいでになつてつづきに聞きました。どの意見も私は今まで断つたことは一べんもありません、みな聞いておるのです。私がふつつかで了解しなかつたというなら別であります。皆さのおつしやることはよく聞いております。そして、私の胸にそしやくして、文教委員会、私の党派内の人にも聞き、それは急に念を入れてこの法案を確定したのでございます。

て、先ほどの御答弁ではもし真意がわかつてもらえらるならば大多数の賛成は得られるだろうという御説明でございまして、そういう仮定的な把握しか、しておられないのかどうか、こういうことをお尋ねしたわけでございます。それから、その点についての御答弁を明確にしたいと思つております。

○国務大臣(清瀬一郎君) この教育の問題については、国民は非常に関心を持ち心配いたしております。これは事実なんです。一々人数を言うことは不可能でありますけれども、何としても今日の制度では子供を学校へ、幼稚園か中学校か、大学か、子供を学校にやっておられぬ家庭というものはほとんどないのです。非常に関心を持っておられます。私どもの見るところでは、やはり大多数はこの改革はいいと思つておる。一部に、新聞などを見ると、反対の意見が出ますが、これをよく読んで見ると、私どものやつておることを誤解しておるのです。はなはだしきは、教科書は国定反対だという論文が出るのです。国定など考えてやしません。それからまた、今回の案にしても官選反対だと言つて、教育委員を官で選定する官選反対だと言つておる。そうじゃない、今の公共団体のこれは官選じゃありませんから、官選の委員は反対だと言つて、昔の戦前の何もかも政府が統制しておつたようなことを考えて、それに戻るのだといつて、反対の堂々たる新聞の論文が出たりますのです。これはひつきよう私どもの意見を十分に了解しておられぬ。多数の人は了解して賛成されております。一部反対の人も、これはわれわれの宣伝が足りぬのでありますが、十分

にこれを了解しておりません。ことに、教育の中立性を害するなんとおつしやいます。直接選挙をやつたら、あるいは一党が全部委員を取つて中立性を害するかもしれないけれども、私の方の案では、相談をして、やはり一つの党派には二人しかもてないのだ、中立性をこれだつたら保護できるし、それらのことを十分にそしやくして下さるならば、国民全部が御賛成下さると私はこう見ておるのです。

○湯山勇君 一部が反対しておるとさういふふうに御判断になった根拠はどこにございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 新聞などに現れ、あるいは私どものところへ書面等をおこされるのに、案をこく誤解しておられるのです。国定教科書反対だ、とんでもない話で、国でじゃないのです。自由出版で検定なんです。この委員会は官選じゃないんです。自分が選んだところの町村長が自分の選んだところの町村会議員に相談してきめるのです。それらの点の一部では誤解されておるのです。それははなはだ残念で、この誤解を解きたいと思つて非常に骨を折つております。けれども、なかなか十分に徹底いたさないの、かような公開の席で討論せられ、それが報道されて逐次わかつてくることを私は非常に楽しみにいたしております。

お尋ねしておきたいと思つております。一体大臣が信頼できる新聞で、今の政府のやううとしておることに賛成しておる新聞があれば、一つお示しを願ひたいと思つております。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは一つ探してみます。

○湯山勇君 時間がもうありませんから、もうこの一点だけ聞いてあとに回答したいと思つておりますが、大臣大事なことを聞きますから、一つお聞き取り願ひたい。これはすでに相当の問題は父兄の関心事になつておるといふことをおつしやいました。で、おそらく大臣はこの誤解もつけてくるという信念をお持ちのやうでございまして、ところが、もし今後において国民の大多数、たとえば一千万とかあるいは一千五百万という国民の大多数が署名をもつて大臣に法案撤回を要求したならば、大臣は当然大臣の把握が違つておつたのですから、法案撤回をなさるべきだと思ひますがいかがでしようか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはその請求を見なければお答えはできません。しかしながら私はこれをもちつて最善の案と考えております。今日の程度においてはです。

○湯山勇君 国民の過半数がすね、いわゆる国民の子供は別としてもです。国民の過半数が署名をもつて請願その他の方法でもって法案撤回、法案反対を申し出たならば、大臣は再考の余地があるかないか、どうお考えですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その場合にありませんと、非常にたくさんの方定、前提のあるお問いでありますから、お答えいたすわけには参りませ

せん。

○湯山勇君 この質問でこの問題を切り上げたいと思つたのですが、もう一つ聞きます。今の点につきまして、大臣が先ほどの御発言では、おそらく真意が了解されれば全部賛成する、こういう前提に立つてこの案を出しにされておられる。ところが現実には大臣がおっしゃったように、父兄の関心が非常に高まっております。どの家にも子供を持っておりまして、教育に関する関心は高まっております。今日もなるほどちらほら賛成反対の声はありますが、けれども、大多数の国民が請願陳情そういう正式な手続をもって、この法案に反対を申し入れたときには、大臣の当初の判断は間違つておつたということになります。そのときにはお考え直しになるかならないか。こういうことで、事態は明瞭だと思ひますので、明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申し上げました通り、いろいろの前提があるのです。署名運動といつてもですね、署名をしてくれという人の説明がどうであつたか非常に関係いたします。それからまた、その署名の内容にも関係いたします。これを数量的に数が多いからして、それでいいと言つたような責任の少ないもの判断はできません。署名運動が行われておるといふことをほのかに聞きました。けれどもその結果については出てこないといふと、何とも判断はできません。一つくらいは前提ぢやない、二つも三つもの前提のある問題でありますから、今それをお答へすることは、世の中に誤

解を招くおそれがあるから、お答へはできません。

○田中啓一君 関連質問、一つだけ皆様のようになくさんはいたしませんか。ただいま署名の問題が出ました。それからまた団体等が、団体が全部で署名をしていくものもわれわれしづしづにあるといふことを聞いておりますが、一体果してそれは真意であらうかどうか。私は国民の自由にして自主的な真意を現わす方法は秘密投票しかないと思ひます。であるがゆゑに民主主義の諸国といふものは秘密投票というこ

とを最大の信条にして、これが民主主義の基礎をなす。〔国会の採決に水を入れるな〕と呼ぶ者あり。私は、民主主義の国でないと存じますが、そういう国では秘密投票はできない、形は秘密投票であつても、必ずあとからしりを掘られて何らかの圧迫を受けると言われていて、現にドイツ統治の問題にしましても、自由投票か、しからざるかといつて大論争をしている、実におかしなことなんです。投票できるのに、われわれの常識をもってするならば、民主主義である以上は秘密投票にきまつて

いる。それはいかぬといふのです。実はそういうことでございますから、私はもし国民の真意を聞き、多数に従つて事をきめようといふならば、それは秘密投票をやるよりほかにないとかよくに存じております。とにかく今日も私どものところへ、まあ例をあげますれば、農業団体の再編成問題のごとき、これはもう、農民は農業委員会側の者もあり、農協側の者もある。それ

の通りの多数の署名でありますから、農業団体を再編成してもらいたい。いや、それはもうとんでもないことだ。この上団体を作つて何にしないんだ、農協一本でいいぢやないか、こういうことをお互いにやっていると。そういう実は現状を見ますと、今のような仮定でどんどんおやりになりまして、いかかかと存じますので、私はこの点について文部大臣の御所見を一つ伺つておきたい。これで終ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今田中委員のおっしゃる通りに考えております。〔民主主義では秘密投票でなければいかぬといふのか〕と呼ぶ者あり。御指摘の通り、署名してくれと言われたら、よくそれをする人もあるのです。だから署名の数が何万だといふことで、社会的にこれを尊重するなんといふことは、今ここで申し上げるわけにいきません。これはいろいろなことに関係いたします。

○矢嶋三義君 関連して……。今の問題をやらなければこれは終らない。今の問題はこれは私は重要だと思ひますが、秘密投票でなければならぬと言へば、われわれは民主国会だがつて秘密投票にしなければならぬと思ひます。これはまあ秘密投票でもよくうまく出ない場合もあるんですよ。それは片々たることを言えば、たとえば自由民主党の組織選挙のときに秘密投票をした。それは国会議員並びに支部長で構成しているわけですが、もう死んだ緒方竹虎さんの票が出たり、党員でない吉田茂さんの票が出たり、まあ片々たることを言えば、そういうこともあるわけですね。しかしこの署名運動、署名というものがあれば、それは

中には一、二は重複して署名する人があるでしょう。しかし大きな流れ、世論というものは自分で名前を書いて署名したものに大きな世論は出るものだ、こういう考えに立たなければ、これはお互い全国民を全く信頼してかからないわけであつて、自分らはそういう主権者から選ばれてここに来ているわけ、それを押し詰めていけば、われわれは何も審議権がない、われわれの発言といふものはでたらめだということに究極はなつてくると思ひます。主権者が一人々々名前を書いて署名したならば、大きな筋としてはそれは世論だ、こうしなれば秘密投票でなければこれは信用できないという文部大臣の見解は、私はおかしいと思ひます。文部大臣、そういうことを言つては重大ですよ。中にはおかしいものがあるというならわかるけれども、原則的に認めないのは……。

○荒木正三郎君 この問題は相当重要だから僕は質問したいと思ひうけれども、もう時間がたつていから……。○矢嶋三義君 一言だけ答弁を聞いて終ります。○国務大臣(清瀬一郎君) 答弁というよりも、誤解を防ぐために申し上げます。私の答へました要点は、署名の数が非常にたくさんであつたから、その案を撤回するかどうかお問ひに始まつておるのであります。私はそうはいきなり、それから田中君はその理由の一つとして、民主主義の国で一番はつきりわかるのは、普通選挙と同じやうに無記名の投票ならば本人の意思がわかる、そうでない場合には、署名することゝ求めていった人の意思もだいたい加わるし、かつて農業委員会

の経験によると、両方へ署名した者もあつた、こういう理由をつけ加えられました。いずれもごもつともなことではありません。私は絶対に秘密投票、これではなければ民主主義じゃないとは考へておりません。記名投票の方法もあるのでございしますけれども、結論として署名運動を起して署名がたふさんあつたといふことだけに驚いて案を撤回することはないといふ意味でございします。〔それはこの次やろう〕「散会」と呼ぶ者あり。

○委員長(加賀山之雄君) ありませんか。○荒木正三郎君 ありますけれども、私は世論に対してどういふふうにか考へているかという問題で、この問題は一つ取り上げる考へでありますから、その際に申し上げます。○委員長(加賀山之雄君) それじゃ御異議なければ、本日の委員会はこれで散会いたします。

午後五時十八分散会

昭和三十一年五月一日印刷

昭和三十一年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局